

## 議 事 日 程 (第1号)

平成22年3月5日(金曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 議案第4号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第7 議案第5号 東白川村道の路線認定について
- 日程第8 議案第6号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例について
- 日程第9 議案第7号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 東白川村豊かな森づくり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第14号)
- 日程第13 議案第11号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議案第12号 平成21年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第13号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第6号)
- 日程第16 議案第14号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第8号)
- 日程第17 議案第15号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第18 同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第19 同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第20 同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第21 同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第22 同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第23 議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第25 議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第26 議案第19号 東白川村教育長の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第27 議案第20号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第21号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第29 議案第22号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について  
日程第30 議案第23号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第31 議案第24号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について  
日程第32 議案第25号 平成22年度東白川村一般会計予算  
日程第33 議案第26号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計予算  
日程第34 議案第27号 平成22年度東白川村老人保健特別会計予算  
日程第35 議案第28号 平成22年度東白川村介護保険特別会計予算  
日程第36 議案第29号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計予算  
日程第37 議案第30号 平成22年度東白川村下水道特別会計予算  
日程第38 議案第31号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計予算  
日程第39 議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 

出席議員（7名）

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高
総務課長兼 議会事務局長	楯光一	村民課長	安江弘企
産業建設課長	松岡安幸	教育課長	安江宏
診療所事務局長	安江裕尚	監査委員	安江正彦
課長補佐兼 環境係長	小池毅	情報通信係長	桂川憲生
農務係長	今井英樹		

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河田孝
-------------	-----

---

開会及び開議の宣告

議長（安江 浩君）

ただいまから平成22年第 1 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（安江 浩君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6 番 安江祐策君、7 番 熊澤光介君を指名します。

会期の決定について

議長（安江 浩君）

日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 15 日までの 11 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 15 日までの 11 日間に決定しました。

例月出納検査結果報告

議長（安江 浩君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成22年 3 月 5 日、東白川村議会議長 安江浩様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成21年11月分、12月分及び平成22年 1 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1 . 検査の対象 平成21年11月分、12月分及び平成22年 1 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成21年12月22日、平成22年1月25日及び平成22年2月23日。

3. 検査の結果 平成21年12月末日、平成22年1月末日及び2月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

議長（安江 浩君）

監査委員の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上、例月出納検査結果報告を終わります。

#### 議員派遣の件

議長（安江 浩君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

議員派遣の件について説明をいたします。

次のとおり議員を派遣する。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する、中学校、平成22年3月10日、議員全員。
2. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する、はなのき会館、平成22年3月14日、議員全員。
3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する、小学校、平成22年3月25日、議員全員。
4. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する、みつば保育園、平成22年3月26日、服田順次議員、安江祐策議員。

「次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する」の分につきましては、お手元にある書類をごらんいただきたいと思います。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

#### 一般質問

議長（安江 浩君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

1番（安江利英君）

まずもって、本日はこの次を担っていただけるような若手の方に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。どうぞこれを機会に村政にますます興味を持って、またいろんな面で御尽力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

さて、今回は、先般の12月議会において、安倍徹議員の村長に対して引き続き村政を継続されるのかという質問に対し、体調も良好で、家族、支援者の了承もいただいているので、次期村長選に立候補し、もし再選願えるのなら、誠心誠意、私欲を捨て、村の将来のために残り少ない命を燃やすつもりであるとの決意を表明され、相当な覚悟であると拝察いたしましたので、前議会での答弁も踏まえ、再度、村長 安江眞一として次期への政策構想の確認という意味も含めて伺いたしたいと思います。

顧みますに、村長1期にしましては、就任とほぼ同時くらいに、国から北海道夕張市に端を発した実質公債費比率が発表され、計算方法が変わったこともあって、全国ワースト 位ということで発表され、このことがもとで多方面において身動きしにくい状態となり、その是正のためにあっという間に4年間が経過してしまったというのが、失礼ですが、実情のように感じられますが、この間の我慢等により実質公債費比率もほぼ目標の数値までに回復しつつあり、内容的にも動きやすくなってきておりますので、そろそろ安江眞一流の村政構築構想を打ち出していくべき時期が来ていると思っております。

そこで、村長は、前議会での答弁で、立村当時の人口を目標とし、地産地消を合い言葉に、「村民が助け合い、明るく、仲よく豊かに暮らせる村づくり」とし、第4次総合計画後期基本計画を樹立し、村の進むべき道を確認しながら企画財政を充実させると答えておられましたが、先般、3月3日の中日新聞に本年度の予算案が発表され、おおよその中身につきましては前議会でそれなりの説明も受けていたところですが、結果的にそれなりの無難な内容であり、同時に発表された他の自治体と比較して、自分が考えるところ、新鮮味やめり張りが無いような気がして仕方がないのです。

それはなぜかと申しますと、例えば、一番最初に取り上げてありました少子化問題に対する予算につきましても、教科書どおり多少の増額で予算化したという感じで、私が前々から提案していますように、子供が1人生まれたら100万円の祝い金を出しますよというような、村独自の画期的な元気な政策が欲しいのです。

また、この件に関連して、人口増加が確実に望める里親制度につきましても、さきに越原地区で地主さん等を交えて説明会もあり、この制度に対する地主さんの使用に対する理解も得られる等少しずつは進んでいますが、もっといろいろな面でその重い腰を上げ、前向きに取り組んでいくべきだと思います。

また、農林業の多面性の問題につきましては、今年度の予算案の中で、農地荒廃防止策としての借地料の補助金や有害獣捕獲に対する報償金については多少増額されており、それなりの配慮は見えるものの、特に有害獣の捕獲報償金につきましては、これからますます被害が増加していくことが懸念されますので、他の自治体との比較上も、もう少し増額していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つの農林業の多面性の面で、これも前々から提案しています茶園の再整備等の問題につきましても、前回の一般質問の折には、美濃東部の関連から協力希望がなかったと一蹴されましたが、いろいろな面から考えていきますと、これとそれとは話が違うわけで、再考をお願いすると同時に、現時点では状況もかなり変わってきていますので、前回私が提案しましたように、村が圃場を整備して希望者に貸し出すような制度を考えられたらいかがでしょうか。

近くの自治体では、茶園改植の面工事を自己負担8%ということで行ってみえるそうですが、この現状を見ると、やけにこの事実が元気に感じられるのは私だけでしょうか。やはりこれからますます元気で活力のある村づくりのためには、村長としてももう少し腹の据わった新しい政策を展開していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、伺います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江利英議員にお答えをいたします。

昨年の12月定例会におきまして、次期村長選挙に出馬の表明をさせていただきました。

平成20年度実質公債費比率は19.2%であり、地方債許可団体脱出にはあと一步となりました。平

成21年度決算による実質公債費比率が発表されるこの秋には、18%を下回ると予想しておりますが、まだまだ岐阜県の市町村ではワーストランクにあり、気を許すわけにはいきませんが、議員御指摘のように課題が山積しております。今期、議員が力を入れられた問題は、重要な政策として理想に近づけなくてはならないと考えております。

少子化問題については、小学校の改修も完成し、22年度プールの改修が終われば就学児童の環境はよくなります。22年度予算では、医療費の無料化や高校生通学支援は例年どおり続けます。新しく在宅通学の高校生の保護者へ補助を予定しております。政府の子ども手当も始まります。村としてもあわせてまいりたいと思っております。

農林業については、現在の特産品を伸ばすことは当然ですが、耕作放棄地対策、有害鳥獣対策は、議員おっしゃいましたように増額予算といたしましたし、新しい特産品も欲しいと思っております。

また、里親制度については、事業主に対し自治体としてできる限りのことは協力する予定でございます。

それから、今年度の予算編成については、本日から細部を説明し御審議をお願いいたしますが、新規事業も立ち上げておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、次期に向けての構想ということでございますが、私、前につくった文章がございますので、これを読み上げてまいります。「2期目に向けて」という書簡でございます。

東白川村の村長を拝命して4年間で瞬く間に過ぎ去りました。この4年間、東白川村の財政の立て直しと村民の安心・安全に努力してまいりました。その間、議会を初め村民の皆様、そして職員に、多大な御指導と御協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

就任間もない平成18年に発表された実質公債費比率は26.5%であり、平成21年度見込みでボーダーラインの18%は下回りますし、財政調整基金も類似町村並みに近づきました。この経験を生かしながら、次の4年間、御恩返しのつもりで再び立候補をさせていただきます。平成21年に立村120周年を迎えて記念事業を開催いたしました。改めて、先輩の苦勞と偉業が身にしみました。心から感謝申し上げたいと思います。

来期は新しく第一歩を踏み出します。立村当時の人口3,551人の再現を目標に掲げ、すべての政策のベクトルを集中させて、東白川村を限界自治体にさせないことはもちろん、地産地消を合い言葉に、村民が助け合い、明るく、仲よく心豊かに暮らせる東白川村を築いていくことが私の務めと思います。

2年間かけて完成した国産材利用向上による地域経済振興事業、いわゆるフォレストスタイルでございます。これを中心とした村内森林及び木材関係事業の活性化、荒廃農地をつくらないための農地流動化奨励事業や特産物の生産支援、商工会を中心とした商工業の支援、医療・福祉ゾーンは療養病床を転換型老人保健施設へ転換し充実をいたします。東白川村の村民をふやすための定住促進住宅の建設、子育て支援の一つとして東白川小学校の大改造を終え、残るはプールの改修を行うなど、平成20年度事業のほか新しい総合計画を樹立し、身の丈に合った事業を着実に推進する4年間にし

たいと考えております。

そして、将来は、美しく豊かな自然に囲まれて、衣・食・住はもちろんエネルギーも地産地消できるような生活環境と、自然の生態系と伝統・文化をみずから守り、ふるさとの宝に誇りを持つとともに、都市部への交通アクセスをより改善し、持続可能なふるさとづくりが理想でございます。村民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上が来期に対する思いでございます。

また、公債費比率等改善をしてみいましたことについて、係の方から御説明を申し上げます。

議長（安江 浩君）

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

私の方では、公債費比率につきましては村長が先ほど申されましたので、財政調整基金について、20年度末の状況でちょっと説明をさせていただきます。

20年度の決算でいきますと、財政調整基金、東白川村が一番少ない3億3,000万ほどでございました。ただ、人口1人当たりで見ますと、加茂郡の中でいいますと中間で1人当たり11万8,000円という数字でした。ちなみに七宗町さんがトップでございました。15万5,000円ほどでございます。平成20年度に2億円の積み立てをしまして、やっとこの水準になりましたが、その前は1人当たり4万5,000円という数字でございました。21年度も若干積み立てをさせていただきますので、そのほかの町村についても積み立ての予定があるようでございますので、やっと近々のまちと肩を並べられる数字になると予定しております。

先ほど村長の答弁にありましたように、21年度の決算では、公債費比率の方も18という適正化計画の義務づけを逃れられる数字になりそうですけれども、とはいえ県下ではまだ依然として高い数字にありますので、ここしばらくは大型の予算計画はできないかなという状況でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

再質問、安江利英君。

1番（安江利英君）

通告しておきましたメインの村長の次期政策構想については結構でございますけれども、サブに入れておきました少子化と里親制度、それから農林業の多面性につきましては、非常に説明が薄かった、少なかったという感じがしております。

それで、先ほども申しましたが、取ってつけたような予算ではいけないので、例えば国あたりが少子化対策で2万3,000円ずつつけてくる。年間にしますと23万プラス4万6,000円ということになるかと思いますが、そういった大きなお金もつけておりますのに、村では多少見ておるといって感じを受けて仕方がないわけです。要するに教科書どおりという感じがします。

その辺を前々の議会からも言っておりますけれども、何か独自のものができないかということな



んですよね。今の予算に対して、これから審議はさせていただきますけれども、その中にそういったものもどんどん盛り込んでいかないと、新しい村長のカラーが出てこないというふうを感じるわけです。

それから、里親制度の問題に関しましても、この前、24日でしたか、説明会がありまして、議員として出席しまして、その折に地権者の方からもそれはいいことだからどんどんやってくださいというような意見もいただいておりますよね。参事がおりましたけれども、そういうふうですので、これも問題は幾らでもあると思いますけれども、一つ一つそれをクリアしていかないと前へは進めませんので、そういった面、いろいろ職員あたりがもっとアンテナを立てて、いろいろ持っていきながら対応していくというようなシステムをきっちりと構築する。その頭である首長はその責任があると思います。

それからもう一つ、農業の多面性の問題につきましても、これはちょっと書き方がアバウトでしたので申しわけなかったと思いますけれども、白川町が今、改植で面工事をやっています。要するに、茶業は今本当に下火でありますけれども、ああいう形を見ると非常に元気である、やる気があるなあということ了他町村ながら思うわけですよね。そういった場合に、村民を元気づけてやるために、農業を守っていく、茶業を守っていくという意味合いも十分含めたときに、形のあるものをしっかり打ち出していくというのが政策ではないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議員のおっしゃることはもっともであると思います。

初めに、農業の多面性、白川町で面工事を始めておりますことは皆さん御承知のとおりでございますし、村でも適地、そしてやっていただける方があればやるという方針には変わりはありません。五加でやっております段の上の茶園については随分と村も投資をしております。適地ということがありますので、東白川村の場合、それでは大明神の方では果たしてどうなのかということもありますので、一概には申せませんが、ことしの予算の中にも頭出しをしております。それで、ぜひそのようなやる気の方、特に1番議員のように茶業に非常に力を注いでみえる方が、私の茶園もひとつ機械の入るようなことと、ぜひ立ち上げていただき、そしてまたできれば何人がやっていただくということになると、後ほど出てまいります今度の新しい傾斜地の直接支払いにも関係をしてくる。そういうことがありますので、本当に村としてはそういう声を待っておるわけですが、村が個々に面工事をして、だれかやってくれというようなことを今までやってきたことがありますが、先に施設、茶園でもそうですが、つくってだれかと言ったときに、すぐなかなか乗ってきていただけない場合はそれがまた足かせになっていくと。これは今までは施設の問題でそういうことがありまして、非常に懲りておるわけでございますが、こういう小さな村ですので、話し合いの上でやりたいよと、じゃあやみましょうということをしていきたい、村民協働でやりたいということをごとの目標にしております。ぜひお力をいただきたい、こんなふうに思っております。

それから、里親事業につきましては、非常にこれは熱心な方がおっていただけるおかげをもちまして、村の方も協力をし、この間は施設の問題についてまずクリアできたと、非常にうれしいことでございます。この事業に対しても、村ももちろんですが、議員の方々もぜひ後押しをしてやっていただければ、やる気を持ってみえる事業主の方がぜひ成功をさせていただきたい、こんなふうに思っております。

それから、議員が前々からおっしゃっております、新しく生まれてくる子供に対してもう少し何とかならないかと、こういうお話でございますので、一つだけお約束をさせていただきます。

私、今まで、お年寄りの方がお亡くなりになると、一生住民税をお支払いいただいたというお礼に伺っておりますが、子供が生まれた場合、ぜひ今後元気に育っていただきますように、お祝いに行きます。4月から新しく生まれた子供に対して、私がお祝いに行きたいと思います。これを一つのお答えとしたいと思います。

のし袋を持っていきたいと思っておりますが、中身については100万円というわけにはまいりませんので、まず小さなところから始めさせていただきたい、そんなことを思っておりますので、どうか議員の熱意の一つお答えするという意味だけ受け取っていただければありがたいなと思います。よろしく願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

再々質問、安江利英君。

1番（安江利英君）

お答えいただきました。

少子化問題に対しましては祝い金を持っていくぞということで、中身につきましては云々ということですが、形をまずつくらないとルールが敷けないということで、ありがたいなというふうに感じておりますけれども、今後生まれてくる子が見通しが危機的な状態になっております。この面をしっかりと見据えた村政を打っていくべき必要が絶対に来ると思います。そのときにしまったと言わないような方策だけは、それなりに対処しておっていただきたいなと思います。

それから里親につきましては、今申されましたけれども、地権者の理解が得られました。あとは東海地区でこれが初めての事業というようなことも聞いておりますので、逆に申しますと村の宣伝になるという言い方はちょっと語弊があるかと思いますが、非常に画期的なことでもありますので、インパクトがある、東白川村を世間にアピールできるチャンスではないかというふうに考えておりますので、どんどんと前向きに進めていただきたいと思いますというふうに考えております。

それから、農業の多面性、茶園の面整備につきましては、白川あたりが自己負担8%でやっているということはどういうことか。ということは、多分県はそんなにお金がありませんので、町あたりが負担しておるということだろうというふうに考えるわけですが、やはり元気を出すためには大なたを振るうということが大事じゃないかと。例えば先ほどもありましたけれども、少子化の場合、通学とかいろんな面に出すんじゃなくまとめてどこかへぼんと入れるのが一つの政策であ

ると私は思いますが、そういった考えで物を進めていくことが大事じゃないかと。

茶園の面整備のことにつきましても、美濃東部のときに、前村長のときに適地の候補捜しということで、我々は10人ぐらいでチームをつくって東白川じゅうを回って候補地も上げたこともありました。そのときに、美濃東部の残土の問題と、それからその残土を運ぶ関係でそれ全部没になりまして、すごい縛りがありましたので。前も言いましたけど、美濃東部との関連は全然違いますよと僕が申し上げておるのはそういうことなんです。だから、いいところをやるということであれば、例えば、茶工場あたりに丸投げということはありませんけど、これからある茶工場では形態も変えていこうというようなことも考えていますので、そこへある程度相談しながらやっていく。そういう制度を考えていく。何かないかとアンテナを広げるのは職員でありますので、村長、課長あたりがしっかり檄を飛ばして、国、県、県はそう金がないと思いますけど、国あたりの制度事業をしっかりと探して、そして提示する、そういう格好で持っていけないとできないと思います。

農業がだんだん廃れていかないように、茶園も頑張っていきたいと思いますので、いろんな面でまた新たな政策を期待して、私の質問を終わります。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

ごもっともな意見だと思いますので、ことしの予算ではなかなかそこまでいっておりませんが、農業の面については頭出しがさせていただきますので、また係の方で制度資金等十分に調べさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

〔3番 今井保都君 一般質問〕

3番（今井保都君）

それでは、村の農業支援策について質問をいたします。

政権が変わり、国の農業政策も大きく転換し、公約にしたがって水田農業に戸別所得補償制度がスタートすることになりました。モデル事業ですので、形が変わる可能性もあります。米の価格安定と食料の自給率アップを目的とした政策で、農家にとってはメリット・デメリットがあると思われます。経済はデフレで、農家には生産価格の低迷で本当に苦しい状況になっております。

そんな中、中山間地域等直接支払制度は唯一農家を救済する制度事業だと存じます。東白川方式で、1期、2期、10年間やってきた成果は、ある程度目的を達したと思いますが、これから3期目に入るわけですが、今までやってきた10年間の東白川方式を見直していただき、原点に立ち返り、農家とそれぞれの協定集落が中心となって、きずなを大切に、農地を守りながら生産に意欲的に取り組めるよう、個々の農家が将来に対して少しでも希望が持てるようにする、活力源になるようにするべきではないかと考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

今年度まで続いてまいりました10年間の中山間地域等直接支払制度は、大きな成果を上げてまいりました。東白川方式を認めていただき、耕作放棄を防止しております。大変ためになる制度であると思います。そして、平成22年度から新しい制度が始まります。集团的サポート型といいます。今回の制度も2期目と同様、条件をクリアしないと80%の交付であります。

今回の条件は前回までとは異なり、少しきつい条件となりました。共同作業や農地集積の面積要件を満たさなくてはなりません。4月に協定集落の役員の交代もあると聞いておりますので、4月以降話し合いを進めてまいりたいと思っております。その中で、配分方法や率も決めていきたいと考えておりますが、村としてはさきに行いましたアンケートの結果も考慮して、前回までの配分方法を改正し、個人配分を主体にしたいと思っております。

そこで、議員御指摘のように、農家と協定集落が中心となって、きずなを大切にしながら農地を守り、希望を持って農業に取り組んでほしい、私も同じ考えでございます。中山間の農地を守る交付金は、東白川村にとって助けられる制度であります。もう一つ守らなければならない義務も発生をいたします。自分の土地ではありますが、荒廃しないように維持管理することが必須であります。3期対策に入るに当たり、まことに御苦労さまですが、協定集落の役員さんを中心として、集落内の農地を見回っていただき、確認しながら次期制度へ移行したいと思っております。

いずれにしても、東白川の目標である農業の活性化と荒廃農地解消に役立つように運用をしております。100%いただける細部の要件については係から御説明をいたします。よろしく願いをいたします。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

通常ですと8割単価で、10割単価に持っていくには、ステップアップ型か集团的サポート型というどちらかの要件をクリアしなければなりません。

ステップアップの方では、一例ですけれども、機械、農作業の共同化ということでは、共同利用の面積が現在の面積より10%以上ふえなければならないとか、高付加価値型の農業の実践ということでは、新規作物の導入とか、有機農業等高付加価値型の農業が現在より協定農用地の5%以上ふえなければならない。それから、新規就農者のところでは就農者を1名以上確保、認定農業者でも1名以上確保とか、担い手の農作業の委託の方では受委託の面積が協定農用地の10%以上増加というような、このステップアップの方は一例ですが、この中から二つ以上クリアをしなければならないというようなことがあります。また、集团的サポートの方は、高齢農家でも安心して制度に参加できて、共同で支え合えるような仕組みを集落で取り決めて、それを実践していただくというような要件があります。このステップアップか、集团的サポートか、どちらかをクリアしてやっと10

割になるというようなくあいでございますので、よろしく申し上げます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（安江 浩君）

再質問、今井保都君。

3 番（今井保都君）

今議員の方に、この支払制度の協定集落の仕組み案が手元に資料としてもらっております。10年間東白川方式でやってきたことを、全般的に今回見直すというか、ゼロベースで考えて、本当に農地を守っているのは農家であるという、これが本当の根拠であると思います。今申し上げました国の水田農業の戸別所得補償、各農家へ補償するという大前提でございます。

今回、3期目に当たりましては、この協定集落案、農地を守っているのは農家、今農家は本当に採算割れして苦しい状態であるのは村長も御承知だと思います。それをいかにクリアするかということは、やはりこの辺で農家の方々に少しでも元気づけというか、バックアップをしてもらわなければならないと。そういうことを考えますと、配分案が出ておりますけれども、農家へ配分する案を、私個人としてはせめて65%ぐらいは何とか農家へ救済してもらいたいと。また、それを救済することによりまして、農家の方々には生産意欲も高まりますし、必然的に農地を守るということに意欲を燃やすのではないかというふうに思っておりますので、その辺のことをちょっとお伺いいたします。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

ごもっともな意見でございますし、私もそう思っております。

このペーパーは全くのたたき台でありますので、先日の2月の役員会におきましても、皆さんにぜひ農家の意見を聞いてきていただいて決めましょうということで、そのときに皆さんの意見の中では、パーセントはこれから考えるが、村じゅう全部の協定集落が同じようにしていきましようということを申されておりました。結局、隣の集落とうちの集落とパーセントが違うよというようなことにならんようにしまいかと、こういうお話でございました。これだけは皆さん一致されたようで、あと農家に対して50%なのか60%なのかということですが、一応これには協定集落でやれということでございますので、集落にも何%が残して、そして今回個人ということになりますと、例えば会計検査あたりが入った場合は個人の方のところまでおりていくということでございますので、しっかりした書類とか写真とかをそろえていただかんらんということですので、それぞれ農家という、役場の方も一生懸命やらせていただきますが、係の数も少ないということもありますので、役員の方と一緒にやっていかなくちゃなりませんので、ある程度のものは協定集落の中に残しておいていただいて、役員の方々が活動していただかないとできないという面もありますので、これは各協定集落それぞれに今後話し合いをいただきまして、実際にこのお金が参りますのは恐らく年度末であろうと思いますので、あまりゆっくりしてはおれませんが、しっかりみ

んなで話し合っていて、こういうふうに要求し、こういう責任があって、こういうことが必須であるということをよく知っていただいた上で決定をしていただきたい、こんなふうに思っておりますので、またそれぞれの議員さんもそれぞれの集落で集会があることと思いますので、どうかお出になっていただいて、御意見をいただいきたいなど。

このペーパーは全くのたたき台を、こんなふうでどうですかということをお話しただけでございますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

再々質問、今井保都君。

3番（今井保都君）

この制度は、農家を維持しながら、協定集落、すべてそういう中で農地を守るという取り組みで今進んでおります。22年度の予算には耕作放棄地の対策事業も21年度の予算からしますと倍の予算になっておりますし、取り組みとしては私は倍にしてもらったということは本当にいいことだなあというふうに思っております。

だけど、あくまでも農家は個人の農地を守るのが原則でございますので、それを大前提に、今度はゼロベースで考えるというのは、そこら辺が一番もとになっておるんでないかと思っておりますので、個人の採算割れしている農家の人たちを少しでもこういった制度で維持しながら、個人の守るべきところは個人でやってもらうという原点に立ち返る、その辺をよく説明していただいて、この協定集落案をつくっていただきたいと思っておりますし、また再三の要望ですけれども、農家への救済制度、せめて65%以上は何とか配っていただきたいというのをお願いしておきます。以上です。

議長（安江 浩君）

4番 安倍徹君。

〔4番 安倍徹君 一般質問〕

4番（安倍 徹君）

それでは、東白川村の高齢化対策について、特に高齢化比率が高まっておりますので、問題を絞り込んで質問をさせていただきます。

日本の平均寿命は、戦後わずか半世紀の間に、かつて50歳と言われたところから、男性で79.2、女性86.5に延びて、世界一の長寿国になりました。長寿は豊かさの象徴でありますので、大変喜ばしいことですが、同時に進行している少子化と相まって、高齢化は年金、医療費、介護などにかかる費用の増大を初めさまざまな課題が発生しております。

さきに、2月22日でしたでしょうか、東白川小学校の6年生が現在の村の人口減などを研究のテーマに取り上げ、「静かになった村」と表現をいたしまして、にぎやかな村にしようと、トマト、お茶など特産品をキャラクター化したり、新商品を考えている様子を「ほっと茶んねる」で発表していました。村の将来を担ってくれる子供たちも、東白川の現状を肌で感じているようでございます。地域の発展はその人口の多少と年齢構成によって大きく左右されることから、過疎化に悩む全

国の山間市町村にとって、明確な解決策の見出せない悩ましい問題となっております。

岐阜県統計課の人口動態調査から、東白川の現状の人口とその年齢別構成を調べてみました。お手元に、座談会の資料でございますが、お配りした表を参考にさせていただきたいと思いますが、平成19年度、これは1月の調査でございますが、2,782人、高齢化率36.7%であったのですが、21年の10月のデータです。2,579人、高齢化率38.5%ということで、これは3年間で人口が203人減少しております。高齢化率も1.8%上昇となっております。この東白川村、少子化と高齢化が同時に、かつ急速に進行している状況であります。また、経済水準の上昇と個人の価値観が多様化いたしまして、村内での就職場所の減少などから核家族化が進み、東白川村の現在の高齢者のひとり住まいは90戸に達しております。それから、75歳以上の夫婦2人でお住まいになっている御家庭が54戸、そのほかに、体が思わしくなくなりまして、施設あるいは子供のところへ一時帰っておられる御家庭が14戸ございます。これは847世帯となりました東白川の世帯数の実に2割に近い数字となっております。

このように減少に歯どめのかからない中で、年齢別構成の変化は過去に経験したことがない状況下での村政の運営が必要になってくると考えられます。現在、村では在宅介護福祉センター、地域医療センターを中心に、さまざまな活動をしていただいております。周辺地域の関係施設との連携による治療や介護、保健師さんによる予防活動などから、ひとり住まいなど高齢者家族での介護認定者は、2人住まいの御老人の方との比較をいたしまして、認定者は20人余りと聞いております。この意味は、大半の方が元気で生活しておられるということで、大変喜ばしいことだと思います。

今後、団塊の世代が高齢化を迎えまして、さらに東白川の高齢化率が高くなってまいります。東白川村政を運営するに当たり、この基本のことをよく理解して村政を運営していかないと、これは確実に来る問題でございますので、大変必要な事項だと思っております。

そこで、これは老人化対策ということではなく、大きな視点としてどのような方向づけでこの人口問題、高齢化問題の対策を望まれるのが正しいと思われるかということをお伺いしたいと思います。

それから、地域の懇談の中でよく話題になる、高齢者の皆さんが不安視されたり望まれていることが二つほどございました。それは高齢化になりまして、ひとり住まい、あるいは2人住まいの方が、休日、連休、夜間などの診療体制に対して大変不安に思っておられるということでございます。

休日診療の案内はホットラインで対応されていると、前回、村長が御答弁をされておりました。しかし、住民の方はこのホットラインだけではまだ満足しておられない。いわゆる対策がまだちょっと足らないのではないかということではないかと私は思っております。これはいろんな方法があるんですが、在村の医師の方に電話などで聞きながら相談に応じるような体制などの考え方も必要じゃないかと思うわけでございます。

それからもう一つ、高齢者になりますと自動車の運転もおやめになるということ、地域的狀況から日常活動を支援する方法も考えていかなければならない。オンデマンドバス、現在、準オンデマンドバスを病院が運行されておりますが、もっと幅広い通信体制を整えたオンデマンドバスの運行

がこれから考えていかなければならないのではないかと思います。

冒頭で述べた平成21年10月時点での東白川の高齢化率38.5%は、国立の人口問題研究所が予測している2050年の日本の高齢化率39.6%に匹敵をいたします。これは国よりも40年先に、私どもは今住んでおるといことでございます。自分の仕事のみで頑張ってきた高齢者は、リタイアをすると孤独になると言われています。個人のライフスタイルを転換し、充実した高齢期を過ごすためのこれから村政としての提案が必要ではないかと思います。

そこで、空き家利用などによる自主運営サロンや、生きがい対策の講習会などの提案や経費補助など、村長が目指しておられる安心して暮らせる優しさのある村づくりのための方法の一つを考えていかなければならないと思います。

以上、これから高齢者が村の人口の大半を占めることが予測されます。村長のお考えや希望をお伺いしたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安倍議員の御質問にお答えをいたします。

日本の少子・高齢化は言われて久しく、日本人の共通課題であります。特に本村のような中山間地域は顕著であることは、議員の御指摘のとおりでございます。また、平成の大合併により中心地へ人が集まり、周辺地域では祭りもできない限界集落がたくさん出現したと聞いております。合併の光と影が問題となっておりますが、東白川村も、合併はしませんでした。他人事ではございません。政府もこの地域の問題を重く受けとめ、目を開いてくれているものと期待しております。

気にしておりました過疎対策も、内容、期間ともに前進をして認められました。加茂郡でも今までの3町村に八百津町も加わり、4町村となりました。力を合わせて自治体として頑張りたいと考えております。

そこで、議員御指摘の件でございますが、休日、連休、夜間などの急な病気が不安であるという話は当初から伺っております。そんなところで、ホットラインで相談を承っております。また最近、休日の前日の診療も多くなったようであります。特に、急な事故や病気が救急車に頼るわけですが、不幸にして亡くなられた場合は、夜でも休日でも、主治医にみとりに来ていただくことになっております。また、22年度新規事業として、診療所の送迎バスを拡大し、他の病院へ通院の困難な方を支援する事業と、透析患者さんを送迎する事業を立ち上げます。また、認知症、地域支援体制構築等推進事業も取り組んでまいります。これは岐阜県の市町村でことしは本村だけだと呼っております。

それから、次に御指摘のサロンや講習会は大変よい考えだと思いますし、保健センターのプロジェクトチームでも検討しておっていただきます。また、現在保健センターで行っておりますクラブもお年寄りが喜んで参加をしておられます。議員おっしゃるように、長い間社会のために、村のために、家族のために頑張ってきた高齢者が心豊かに過ごせる環境を整備するのが私どもの務め



だと思っております。皆さんの御意見を伺いながら、頑張ってまいりたいと思っております。

高齢者のことでございますので、あと係の方から一部補足をいたします。

議長（安江 浩君）

診療所事務局長。

診療所事務局長（安江裕尚君）

では2点ほど、新年度事業の業務の内容を説明させていただきます。

まず1点目でございますが、認知症の地域支援体制構築推進事業は、岐阜県下でうちが1件、ことしのモデル事業で実施する事業でございます。事業の内容としましては、認知症の方に安心していただくように地域が支援していくというものでございまして、事業的には、まず1点目では、認知症のケアのサポートをさせていただくという事業と、それから2番目に、徘徊等が推定されますので、SOSのネットワークの構築をさせていただく。それから3番目に、地域住民に対する普及啓蒙活動等の、地域でどんなものをするかということで研修を年7回ほど開催する予定にしております。そんなことで、この間講習会もありましたけど、全く地域の力が大切であるということで、SOSの関係では地域の新聞配達の方等、それから郵便局の方等をお願いしたりしてサポート事業を展開していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点でございますが、支援バスの拡大の事業ということで、まず1点目で、透析の通院サービス事業につきましては、前回ちょっと説明いたしましたが、村内には7名の方が透析患者として今現在治療中でございます。その方々にアンケートをおとりしまして、全員の方から回答をいただきました。また、1人につきましてははまだ若干若いということで、自分で行かれるということで参加しない。あとの6人につきましては、高齢化等もありまして参加したいということをお願いしております。

実際に、病院につきましては白川病院と下呂病院の二つの病院にかかれておるということで、計画的には一応それぞれ時間を合わせていただいて、下呂と白川病院それぞれに送迎をしたいというふうに思っております。そんなようなことで、実施の施策につきましては今まとめ中でございますが、実施をしたいというふうに思っております。

それからもう1点、外出支援のサービスとしまして、それぞれ高齢者の方がお見舞い等にも何とかが行ってもらったり、受診をしていただいたりというサービスの方も一応計画に上がっております。これにつきましては当初からということじゃなしに、どのようなふうに計画するのが一番いいのかということを検討して、それからスタート、若干3ヵ月ぐらい延びるかもしれませんが、一応来年度予定をしたいというふうに思っております。

それからもう1点、ホットラインのことについて若干説明させていただきます。

現在、夜間・休日ホットラインということで、泊まりの看護師さんが対応をさせていただいております。その中で対応できるもの、できないもの、それぞれ区別があると思います。一応マニュアルをつくりまして対応をしておるという状況でございます。

まず、かかってきた人の内容を聞きまして、それぞれうちで対応できない場合、全くの急を要す

るような状態でしたら下呂病院、白川病院、木澤等に連絡の案内をさせていただくということにしております。それから、この病院にかかりつけ、その病名でかかっている方につきましては、ある程度の内容がわかりますので、医師等に相談をして、その医師からの判断を仰ぐということになっております。そんなことで一応仕分けをさせていただいてやっております。それから、相談件数につきましては大体月平均15件ほどがありまして、対応をさせていただいておるという状況でございます。

それからもう1点、先般、去年でしたか、高齢者の福祉計画を立てさせていただいたときに、地域に出て一応座談会をさせていただきました。その中で一番多かった意見としましては、今もお話がありましたように、休日・夜間の救急サービスがどうなのかという心配、それから高齢者ですの村の中の送迎がしてほしいという意見、それから高齢者ひとり暮らしなので見守ってほしいというような意見がありました。

そんなようなことで、一応計画させていただいて、今後進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

#### 〔4番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

4番、再質問、安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

まず、ホットラインの関係とオンデマンドバスについて、もう一度お聞きをいたします。

今事務局長が御答弁されたように、ホットラインについては大分充実をしてきております。それで、見守り体制というのがありまして、ひとり住まいのところへ行きますと、電話機の横に連絡すべきところの電話番号やその人の名前が張ってあるんですが、こういう体制やいろいろが一応なされておりますが、やっぱりこれには幾らいろんなことを考えてやっても足りないことはないということがございまして、まず休みのときに、オンデマンドバスと一緒に考えていかなければならんと思っておりますが、どうやって足を確保していくかという話が一番心配だろーと思っております。

これは病気のことですので、病院にかかっておる、レセプトというんですか、診療の様子が変わるものがあればという話でしたが、これは通報ができればいいんですが、通報できない場合もありまして、考えれば切りがないわけですが、ありとあらゆる考えられる手段をもってお年寄りの心配事に対応していく必要があるなど。そして、東白川病院あるいは大病院ではなく、休日にお見えになる付近の開業医の先生方もまだ見えますので、そこも、これは制度の問題で難しいと言えは難しいでしょうが、連絡がとれるような体制も相談をしていくということも必要ではないだろうかと思っております。

それからオンデマンドバスなんですが、これは一番大事なことは、どこへ連絡してどうするかという通信システムでございます。したがって、今のところはあるよというだけで、どこへ連絡すればいいかも皆さんほとんどまだ御存じない。特に、休みのときは動いておりません。休みもNPOなどでこれを対応していく必要があるのではないかと。それには受け方の事務方も1人要ります。常

に有効な配車をしなければなりませんので、電話を受けたら有効な配車をしていくということが大事でございます。簡単に考えてできるものではありませんので、オンデマンドバス、あるいはこういうものについては、しっかり研究をしてやっていかなければならない。特にこういう山間僻地の道がたくさんに入り組んでおるところ、道路網も大変整備されてほとんどつながっていますので、上手に運用すれば時間の短縮になるということを研究しながらやっていかなければならないと思います。

それからもう一つ、最後にあった講習会などの問題なんですが、東白川は大変うまく対応している例だと思います。高齢者の人というのは、そう貧しい存在ではありません。高齢者世帯の収入は少ないんですけども、世帯員が少ないため、可処分所得というのは必ずしも低くないわけでございます、少しの蓄え、あるいは年金も有効に利用をしながら明るい生活を送っていくということも大事だろうと思います。

今いろいろな対策、痴呆症の対策やら運動機能の対策を、保健師さんを中心にいろんな教室が開かれています、これは単発でございまして、これを継続してやるような形というのも大切でしょうし、精神的な、あるいは趣味を生かす講座などの構築もこれから、医療ではございませんが、社会教育の面などでケアをしていく必要があると思います。

くどいようですけれども、高齢化比率が38、40、50と、限界集落に近づかないといっても、この状況では近づいてくるのは目に見えております。ただ早い遅いだけの問題でございます。したがって、村政の観点から見て、収入の少ない状況でこの自然を生かしてどうやって明るい村をつかっていくかということの構築は、我々今まで考えたことはありませんが、真剣に取り組む姿勢を病院のこの施設の中で役をつくっていく必要が出てくるのではないかと思います。ひとつ伺いをいたします。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議員のおっしゃるように、老人がふえるというわけではありませんが、少子・高齢化ということで、我々も一つずつ年を重ねていくわけでございます。そういった場合に、どのようなことを楽しみにしながら、そしてまたまさかのときはどうすればいいのかということが非常に大きな問題でございますので、現在もプロジェクト等いろんな面でやっておりますが、これは議員おっしゃるようになり過ぎということはないわけでありまして、一生懸命皆さんで考えながらそれについて大きな予算が要るものでもございませんので、対処していきたいと思っておりますので、今後も御指導をいただきたいと思っております。

議長（安江 浩君）

ここで休憩をとります。休憩時間は10分といたします。

午前10時55分 休憩

議長（安江 浩君）

再開します。

2番 服田順次君。

〔2番 服田順次君 一般質問〕

2番（服田順次君）

私は、地域ICT利活用モデル構築事業についてお尋ねをしたいと思います。

ここ二、三年、景気も低迷の中で、国の方も地方に対しては元気な再生事業などいろんな対策を打ってきておるわけですが、平成20年度に総務省の採択を受けまして着手されました地域ICT利用モデル構築事業も、昨年12月にはシステムが完成して、「フォレスタイル」としてウェブサイトが開始されました。東白川村にとっては、インターネットを通じて国産材を利用した住宅の紹介と提供ができて、大変いいことであるというふうに思っております。本村の住宅産業の活性化につながることを心から期待するものであります。

そこで、現在「見晴らしの宿」を事務局として運営をされておりますけれども、こうした行政の一部が局として出ていくこの体制について、いつまで続けられる予定でしょうか。お伺いをしたいと思いますし、また12月からずっとここまで3ヵ月余り来たわけですが、どのように運営されておるか、お伺いをしたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

服田順次議員にお答えをいたします。

議員御質問の地域ICT利活用モデル構築事業、国産材利用向上による地域経済振興事業でございますが、いずれも長い事業名でございますので、事業が完成したこともあり、サイトの名称である「フォレスタイル」と呼んでまいりたいと思います。

12月20日にこのサイトが完成をいたしました。2年間、非常に係も頑張ってくれまして、見事に完成をいたしました。2月には2年間通じて11回目の協議会を最後に構築事業が終了し、あとはこれを運用し、住宅産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。立派な道具が完成したわけでございますので、東白川村の木材、建築業者や参加していただきました設計士の皆様が大いに利用をしていただき、住宅をお求めの皆様の御期待にこたえていきたいと思っております。フォレスタイルはその中間に立って、自治体の保障する家づくりを発展させてほしいと考えております。

そういう意味で、独立した事務所を立ち上げましたし、今までは総務課情報通信係の中で事業を進めてまいりましたが、新年度から産業建設課地域振興係として発展をさせたいと思っております。東白川村の住宅産業を発展させる原動力となることを期待して、フォレスタイルを一日も早く力をつけて一本立ちしてくれるのが望みでございます。

この体制をいつまで続けるかということは、予定はしておりませんが、いずれにしても経済活動

でありますので、いつまでも役場の仕事というわけにはまいりません。一日も早くひとり立ちできるように支援をしてまいります。

それから、現在の運営状態は係の方から申し上げます。

議長（安江 浩君）

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

それでは、経営状況といいますか、経過報告を私の方からさせていただきます。

ウェブ上での「フォレストスタイル」の名のもとに、稼働は12月20日でございます。2月末で一応区切っておりまして、ウェブへのアクセスデータの累計で、2月末で6,817件、71日間ですので、1日当たりになりますと69件という数字になっております。3月に入りましても順次ふえておりますが、一応2月で区切りがつけてあります。

このうちメンバー登録をしていただいた方が80人、その中で建築を希望されておりメンバープラスという登録をされた方は5人です。このほかに、新聞記事等を見て直接電話にて申し込みをされた方1名を加えまして、現在6人のお客様という状況でございます。

既に建築中の1名の方を除く5名の方につきましては、土地がほぼ確定している方が3名、現在土地をお探し中の方が2名という状況でございます。土地問題が解決しておられる方につきましては、今後建築を検討していただけるものと思っておりますが、土地探しの方はその問題が解決できれば次のステップへというふうに思われます。いずれにしましても、契約までに3ヵ月から半年近くかかるものと予想しております。

まだこの事業は産声を上げて間もないわけでございます。新年度におきましては、次の四つのことを重点的に行いたいというふうに思っております。1点目はウェブの参照する総数の向上。それから二つ目が、お客様の安心や信用を高めてメンバープラス申請に持ち込んでいくための事業展開、それから三つ目に、メンバープラスとしてお客様になっていただいた方を対象に、契約につなげるための必勝パターンを、模索中ですが、つくっていききたいと。それから四つ目に、村内の工務店さんの今まで積み重ねてこられました建築の実績がございますが、それを新たな制度に持っていけるように変化をさせていきたいということなどについて研究を重ねてまいりたいと思います。以上で私どもの説明を終わります。

〔2番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

再質問、服田順次君。

2番（服田順次君）

質問の内容につきましては、経過を含めて今後についても出ておりますけれども、先ほど返事の中で、結局これは経済活動ということでありますので、いつまでも役場の中の一部署で置いておくということは不可能であるだろうなあとと思います。

また、地域振興にかかわることでありまして、これは広い意味で、先ほど来一般質問にもありま

すような人口対策にも結びつけていけるのではないかというふうに私は思っておりますけれども、そういう点でも、やはり工務店、特に東白川の木造建築組合のあたりの受け皿がより強固になるように、また行政の方の指導も必要になってくるかと思えますし、その辺で実際に回転していくようになれば東白川のいろんな農産物、そして林産物もそこへ乗せて提供し、東白川全部をこのウエブの中から打っていけるというような視野がどんどん広がっていくのではないかというふうに私は思いますが、村長のその辺の考えを伺いたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議員おっしゃるように、この事業が成功し、たくさんの住宅の注文をいただくようになれば、当然建築業者の仕事もふえ、それにつれて木材も、そしてまた建築関連産業も活性化するわけであり、東白川村の木材関連産業に従事する方が60%というような村内事情の中で、木材を売ること、そしてまた建築をすることがぜひ活性化するように、全力を挙げて今までも2年間支援をしてまいりましたし、ことしも予算を見ております。経済活動といいながら、ひとり歩きできるまでは一生懸命支援をして、皆さんが仕事があり過ぎて困ると言われるぐらいまで頑張ってもらいたいと思っておりますので、また御指導もお願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

再々質問、服田順次君。

2番（服田順次君）

質問というわけではございませんが、今お答えいただいたように、これから先この事業がもたらすものが大きいというふうに私は考えますので、皆さん方、役場の職員も含めて、村長さんも含めて、今後のこれから発生するいろんなことについて頑張ってもらいたいことを御期待申し上げて、一般質問の終了とさせていただきます。

議長（安江 浩君）

6番 安江祐策君。

〔6番 安江祐策君 一般質問〕

6番（安江祐策君）

それでは、水源地での水量確保について質問いたします。この問題は、特に私の地元としてとらえておりますので、そうした意味からも質問させていただきます。

現在、上水道の水源地として、大明神水源と曲坂水源の2カ所で集水面積約683ヘクタールの山林から上水道の水を確保されています。全村969戸の各家庭へ給水されています。特に大明神水系においては、越原国有林地内404ヘクタールの中の約85%に当たる343ヘクタールが集水面積となっており、第1水源の森から第4水源の森としてそれぞれ指定されています。大明神水系とする上水道が整備されて約15年ぐらいたっていると思いますが、その間、湯水時においても今まで一度も上

水道の節水制限もされずに今日まで至っております。

そこで、平成18年度より、この水源の森地内にある国有地「緑のオーナー制度」分収林の皆伐作業が進められております。皆伐行為に対し、地元の皆さんや下流部の住民の方々から、水に対しての心配される声が多く出されております。緑のオーナー制度分収によって、既に18ヘクタールの山林が皆伐されております。今後、平成24年から30年までに約30ヘクタールが皆伐される計画になっており、計画が実行された場合、上水道、また農業用水の水が確実に確保できるか、また大雨による災害等も心配されます。たとえ跡地に植林がされても、保水力のある山林に戻るまでには長い年月がかかり、水源地としての効果は期待できません。私たち議会でも、また村長さんを含め職員の皆さんもここを何度か視察しており、現状は理解していただいております。

そこで、緑のオーナー制度分収林の皆伐行為を中止するいい方法はないのでしょうか。私は、村長さんを初め行政担当課から、国有林を管理する岐阜県森林管理署を通して、また林野庁へ働きかけていただきたいと思います。

まずその一つとして、このまま皆伐を続けられるのであれば、夏場、冬場の渇水時において、上水道に必要な水量が確実に確保できるか、その数値、データを示してもらってください。そしてもう一つは、緑のオーナー制度分収地を村が毎年計画的に土地ごと買い上げることはできないかということです。村が買い上げた場合、出資者、つまりオーナーの人たちの関係が生じ、理解も必要となり、働きかけも必要でしょう。そうしたことを踏まえて、何とかこの水源地を守り、水を確保するために皆伐行為を避けたいと思いますので、この考えについて村長さんの意見を伺いたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江祐策議員にお答えをいたします。

議員の御心配のように、大明神水源地は国有林の面積がたくさんございまして、現在緑のオーナー制度によって森が形成されております。緑のオーナー制度については後ほど係から説明をいたしますが、この制度は、契約によって約束の期日が来れば皆伐してオーナーに配分するものであります。御存じのように、木材価格が低迷していることと、杉材も多いというようなことで、配分金が出資を大きく下回ることによって問題となっております。

村といたしましては、大切な水源地であり、皆伐されることが大きな問題でございます。この件については大きな不安を持っております。議員の皆様には視察していただきました5ヘクタールの皆伐された山林は、村が分収契約をいたしまして、水源の森として管理する予定であります。また今後計画的に伐採される予定であることは議員御指摘のとおりであります。現在の水源の森が裸の山になる可能性もございます。

議員提案のように、買収や現状森林の分収などが最善と考え、昨年からは森林管理署とは話し合っておりますが、相手の利害にかかわることであり、思うように進みませんが、今後も強力に働きか

けていく所存でございます。議員のお話のように、国に対し皆伐した場合の水の確保を義務づけるデータを要求するののも一つの方法かと思いますが、これから夏季の湧水について取水量と使用量を調べますと、毎年夏には取水量の70%を超える水を使用しております。農業用の水が不足する場合は下流よりポンプアップする予定ですが、一昨年でしたか、ポンプが故障して御迷惑をかけたこともございます。その後は、シーズンの前にテストをして水不足に供えております。夏季の湧水時にも飲料水、農業用水がともに確実に確保できるように努力をさせていただきます。

議員がおっしゃるような山林そのものを買上げるとか、立っておるものを分収にするとかという方法ができないかということに熱心に係の方も交渉しておりまして、そのうち林野庁へは当然要望に出かけなくてはならないと思っておるところでございますが、確たる成算がございませんので、その点が一つ不満でございます。国の山林を我々がどうこうということは非常におこがましいわけですが、水については私どもに権利もあるわけでございますので、正々堂々とお願いをしてまいりたいと思っております。今後とも、水源地地元議員として監視の目を光らせていただきますようお願いいたします。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、緑のオーナー制度についてお知らせいたします。

このオーナー制度は、植えてから21年から30年たっておる杉とかヒノキを対象にしまして、国と緑のオーナーとの間で契約を結びます。それから20年、30年たってから、その分収したところを伐採するというものでございます。そして、その伐採の立木のお金を国とオーナーの持ち分で配分するというものです。このオーナー制度は1口50万で昭和59年から始められて、一般公募の方のオーナー制度は平成11年以降は行われておりません。59年から10年程度まで行われたわけですが、現在は一般公募の新規募集はありません。

それで、越原地内の国有林の今度24年度伐採予定地の土地のオーナーの口数は、緑のオーナーが27口、国が27.76口、それから27年の伐採予定の土地ですが、ここがオーナーが43口、国が46.51口というふうになっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

再質問、安江祐策君。

6番（安江祐策君）

再質問させていただきます。

今、村長さん並びに課長の方からそれぞれ回答をいただきましたが、とにかく伐採はやめてほしいという願いで質問いたしましたが、相手がとにかく国の国有地のことですので、何とか我々も努力しなければいけないと思いますが、この問題に対しては、一番最初に平成18年度に切られたところを一番最初に我々が見に行ったときに、あの切ったままの放置された姿を見ていただいたと思い



ますが、その後、村長さんを通して金子大臣へ、そして国の方へ要望していただいて植林されております。

そういったことで、国自体はこの現場を恐らくわからないと思いますし、岐阜森林管理署が管理しておりますので、その方が時々見に来ますし、何よりも18年から昨年まで切られた材が運び出されるのを地元の皆さんが見て、とにかく朝早くから夕方遅くまでトレーラーでその材を運ぶ。それが恐らく2メートルに切られた、多分チップ材にすべてなるとは思います。そうした姿を見て一体どうなっておるといった意見もありましたし、特に国有林地の中ですので、一般の人がなかなか入れません。あの現場を見れば恐らく本当に仰天されると思いますが、そういった形で、たまたま一般の方がなかなか入れられませんか、私個人、自分の山が国有林地の中にありますので時々入りますし、そういったことも含めて、とにかく水源地でありますので、どうかこうした行為が少しでもとまるようにしていただきたいとします。

先ほどオーナーの話もありましたけれども、1口50万で出資していただいてオーナーと国との分収をされておりますけれども、今まで切られたところで、私は50万出資してオーナーへ還元された金額が20万から25万だと聞いておりますけれども、この数字は間違っているかどうかはわかりません。担当課の方で調べてあるかと思っておりますけれども、そういったことに関して、それに対して先ほど質問した問題、例えば村とオーナーと分収した場合に、買い上げという形をとった場合に、例えば20万か25万、今現在オーナーに還元されているならば、それに対して1万円でも2万円でも村が上積みにしてオーナーとの契約等ができていけないかということも一つの方法として考えられるわけですが、いかがでしょうか。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

オーナーに対しまして、11年度から18年度の平均受取額は1口32万円だそうです。いずれにしても出資した額には到底届かないわけでございまして、オーナーの方々も現在の木材のことを思えばということで納得されておられるのかなあと考えておりますが、これをじゃあ東白川村に売って下さいよということではできるとは思いますが、オーケーしていただけるかどうか。とにかく一つの山林が27口から43口ということで、全員のオーケーがいただけんとこれはだめなんでございまして、とにかくこれは強力で話を進めていきたいと考えておまして、ことしの5月3日に、つちのご祭りのときに国会議員を招待しまして、山でひとつ昼食でもいただこうかなあと、内々考えております。どこからか切り口をつけていきたい。成功するかどうかはわかりませんが、一生懸命やってみることが通じることではないかなあと考えておりますので、また御指導をいただきたいとします。

〔6番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

再々質問、安江祐策君。

6番（安江祐策君）

大変前向きな意見をいただきまして、ぜひともお願いしたいと思いますし、それからとにかく最初の質問でもしましたように、湧水時に対しての数量は越原水源、曲坂水源にしても、水道を始める3年から4年前ぐらいにずっと水量を調査されております。その中で、一番湧水時のときに対しての数値も恐らく考慮してこの上水道がつくられたことと思いますので、その数値も調べてみますと、特につくる前に、大明神水源に対しては平成3年の冬場ですけれども、本当に1日当たり1,980立方という数字も出ておりますし、それから特に曲坂水源は平成6年6月に4,320立方ということで、この数字は湧水時のときです。これを見ましても、非常に大明神水源の方は湧水時になると少なくなる。それから、曲坂水源は余裕があるということで、特に大明神水源におきましては国有地が主になっておりますし、曲坂水源につきましては民有地と村用地が主ですので、その違いかなあということを思いますけれども、この数値のことも含めて、それ以後多分この数値よりも下がった、湧水したこともあるかと思えますけれども、その数値のことはちょっとわかりませんが、そうしたことも示していただきながら、ぜひとも森林管理署を通して林野庁の方へも絶対大丈夫であるという数値を示していただくためにも、今後よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（安江 浩君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。休憩時間は1時のチャイムの時間までといたします。

午前11時36分 休憩

午後1時00分 再開

議長（安江 浩君）

会議を再開します。

議案第4号及び議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第6、議案第4号 東白川村道の路線廃止について及び日程第7、議案第5号 東白川村道の路線認定についての2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、議案第4号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

別冊の方で説明資料があるかと思いますが、地図をごらんいただきたいと思います。

この地図の右の方の終点と書いてあるところがあると思いますが、そこからすぐ下に丸いボツがあるわけですけれども、そこまでの間のことでございます。

次のページの路線名で、山越線でございます。起点が大字越原字陰地1101番8の地先から大字越原字陰地1016番地先まで。先ほどの地図のところのこの短い距離を路線廃止しまして、後ほど出てきます路線認定のところでのこの全線を認定するというものでございます。

それでは引き続き、議案第5号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

次のページの3本ほどありますが、1番が路線名で五葉・神付線、大字神土字大町2995番地の地先から大字神土字源治屋敷3253番1地先まで。

それから2番目が陰地2号線、越原字菊々里1101番10地先から越原字陰地1101番8地先まで。

それから3番目が氏神・槇橋線、越原字黒淵2019番6から越原字槇橋2355番6までというものでございます。

1番目の五葉・神付線につきましては、次のページの地図の2枚目でございますが、五葉会館下の国道256の交差点のところから神土角領線の神付の中島克巳さん宅のちょっと下手になりますけれども、基幹農道の885メートルを村道にするものでございます。

それから3ページ目が氏神・槇橋線になるわけですが、黒淵の氏神橋のところから大明神の県道の越原付知線の安江覚さん宅前までの基幹農道2,751.2メートルを村道とするものでございます。

それから2番目の陰地2号線というのは、先ほど廃止のことで触れましたけれども、短い距離の部分しか山越線としてしかありませんでしたので、起点の越原256の今田屋さんの下の苅田章雄さん宅前の付近から松岡諄さんの前を通り、苅田良平さんのところまで573.4メートルを村道とするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村道の路線廃止について及び議案第5号 東白川村道の路線認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村道の路線廃止について及び議案第5号 東白川村道の路線認定についての2件は、原案のとおり可決されました。

議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第8、議案第6号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

議案第6号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例について。東白川村議会の議決すべき事件に関する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

朗読します。

東白川村議会の議決すべき事件に関する条例。

目的。第1条、この条例は地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定め、住民にわかりやすく透明性の高い行政の推進に資することを目的とする。

議決事件。第2条、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を締結し、変更し、または廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

美濃加茂市との定住自立圏構想につきましては、今のところ坂祝町と美濃加茂市が協定を締結されております。順次、その他のまちは12月までに条例を制定されました。東白川が今回最後になりますが、21年度中に制定をするということで、今回出させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第9、議案第7号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

議案第7号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

次のページに一部改正の条例を載せておりますが、朗読を省略させていただきまして、別添になっております提出議案の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

表紙のすぐ裏でございます。改正条例のところの左側が改正後ということでございますが、消防団員の退職報償費につきましては、年数順に階級順にということで退職報償金は決まっておりますが、10年以上11年未満のところ、それから15年以上16年未満、それから20年以上21年未満、この分団長と副分団長と部長及び班長のところの金額、それぞれ2,000円引き上げるというものでございます。

改正条例の方へ戻りまして、附則としまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第8号から議案第14号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第10、議案第8号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第14号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第8号）までの7件を補正予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

議案第8号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例。

東白川村土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「8,465万円」を「8,490万円」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

25万円の追加積み立てをさせていただくものでございます。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

続きまして、議案第9号の方をよろしく申し上げます。

東白川村豊かな森づくり基金条例の一部を改正する条例について。東白川村豊かな森づくり基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月5日提出、東白川村長。

次のページの、東白川村豊かな森づくり基金条例の一部を改正する条例。

東白川村豊かな森づくり基金条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2条第1項中「企業」を「企業等」に改める。

附則、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

この基金条例の寄附をしていただける相手を、条例では「企業」とだけ今までうたっておりまして。今回、個人の方からも寄附をいただきましたので「企業等」というふうに1字つけ加えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（安江 浩君）

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

続きまして、議案第10号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第14号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,307万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,252万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。平成22年3月5日提出、東白川村長。

2ページの第1表の朗読は省略をさせていただきます、6ページ、第2表をお願いします。繰越明許費補正でございます。

2款1項の経済危機対策の村道補修整備事業が1,894万2,000円でございます。同じく経済危機対策の村営住宅の整備事業で3,158万3,000円、それから総務管理費のきめ細かな交付金事業のところ、8,667万5,000円でございます。

3款2項児童福祉費のところ、子ども手当導入準備事業が84万円。

それから、9款1項消防費の「アラート」でございますが、災害対策費として1,530万円、合わせて1億5,334万円の繰越明許でございます。

第3表 債務負担行為補正（変更）でございます。

一つ目の庁用車（5号車）につきましては、10月15日登録でございましたので、車検切れを待ったということで、当初は27年度までにしておりましたが28年度までということで72月分、28年の9月まででございます。金額にして14万6,000円の変更でございます。

それから、美濃東部区域農用地総合整備事業につきましては、変更のところは年度が22年度から24年度までということで、限度額の変更はございません。

それから中山間地域総合整備事業のところは、これも年度が22年度から23年度まで1年延びておまして、金額にして191万8,000円増額というものでございます。

次に8ページの第4表の地方債補正、これも変更でございまして、いずれも限度額の変更です、起債の方法、利率、償還の方法については省略させていただきます。

一般公共事業のところでは10万円の減でございます。急傾斜地、陰地の分ですけれども減額してございます。

それから過疎対策事業のところでは220万の増額でございます。ここではJアラートと、それからBSデジタルの減額、中央監視装置も減額しておりますし、宮代農道の中山間につきましても減額しています。Jアラートが590万円ほどの増となっております。

それから一番下の一般単独事業、防災対策も含めてですが、ここは過疎債への変更等で皆減となっております。Jアラートをここで420万ほど減額しておりますし、急傾斜で800万円の減額、これは釜淵の分ですが、ということでございます。

それから10ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきまして、12ページから説明をさせていただきます。

2.歳入。2款1項1目地方揮発油譲与税、補正額80万円の減でございます。

7款1項1目自動車取得税交付金、補正額300万円の減額でございます。

8款1項1目地方特例交付金、補正額354万円の追加でございます。

9款1項1目地方交付税、補正額2,568万6,000円の追加でございます。

13ページに入りまして、12款1項3目民生費使用料、補正額15万8,000円の減額、説明欄にありますように、せせらぎ荘関係の増減でございます。4目衛生費使用料、補正額4万5,000円の減額、母子健康センターの使用料の減でございます。

12款2項4目衛生費手数料、補正額12万円の減額でございます。母子健康センターの検診手数料の減でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額27万5,000円。これは児童手当負担金の減でございます。

次のページに入りまして、13款2項2目総務費国庫補助金、補正額41万9,000円ですが、ここでは説明欄にございますように、村民センターの耐震化のところでは6万円の減ですが、地域活性化・公共投資臨時交付金がBSデジタル事業に充当ということで47万9,000円で差し引きでございます。4目衛生費国庫補助金、補正額119万6,000円の減額。ここは浄化槽の設置補助金の減でございます。10目教育費国庫補助金、補正額7万3,000円の減で、ここでは教育総務費、それから小学校、中学校の増減がございまして、総額で減額となっております。

13款3項2目総務費国庫委託金、補正額11万8,000円の追加。ここでは地域ICT利活用モデル構築事業の委託金ということで、協議会の回数を5回から7回にふやしたのに対して交付されるものでございます。3目民生費国庫委託金、補正額84万円追加。ここは説明にありますように子ども手当事務費の交付金でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額12万8,000円減額。これは児童手当の負担金でございます。

14款2項2目総務費県補助金、補正額30万4,000円の減額、自主運行バスの運行費の補助金の減でございます。3目民生費県補助金、補正額99万8,000円の減。これは地域子育て支援センターの補助金でございます。4目衛生費県補助金、補正額136万9,000円の減額で、予防費のところでは新型インフルエンザの予防接種の補助金、それから6節の廃棄物対策費補助金のところで浄化槽の設置補助金の減でございます。7目商工費県補助金、補正額122万2,000円の減額。これは説明欄にありますように緊急雇用の補助金で、1次補正と1次補正の追加でそれぞれ減額でございます。8目土



木費県補助金、補正額250万円追加。これにつきましては、清流荘の世帯用住宅整備事業に対し県振興補助金が追加交付されるようになったものでございます。

14款3項2目総務費県委託金、補正額11万8,000円の減、衆議院議員の選挙の委託金の確定によるものでございます。

15款1項2目利子及び配当金、補正額175万8,000円追加。このページで三つほどございますし、次のページでも6項目ほどございますが、基金の利子でございます。

15款2項1目生産物売払収入、補正額103万3,000円の追加、村有林生産材の売払収入と太陽光発電の売電収入9,000円でございます。2目不動産売払収入、補正額30万円の追加、神付の水田の売払収入でございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額18万5,000円追加。ここでは説明欄にありますように一般寄附金、4名の方からいただいております。2目指定寄附金、補正額118万5,000円追加、ふるさと思いやり基金指定寄附金が4件で40万5,000円、それから民生費の社会福祉施設整備指定寄附金が3件で28万円。6節の農林水産業費指定寄附金で2件の豊かな森づくり基金の指定でございますが、50万円でございます。

17款1項8目ふるさと思いやり基金繰入金、補正額43万8,000円追加。ここではふるさと思いやり基金の繰り入れをさせていただいて、プロジェクターを購入したいというものでございます。

18款1項1目繰越金、補正額1億1,968万8,000円追加、前年度繰越金でございます。

18ページに入りまして、19款4項4目雑入、補正額529万4,000円追加。ここでは一番上にe L T A Xのシステム構築で200万ほどございますし、あと二つ飛んだところの国・県補助金の返還負担金115万8,000円、それから下から三つ目にあります中部グリーン電力基金の助成金、それからオータムジャンボの収益金でございますが、市町村振興協会の交付金180万7,000円、日本公園村づくり助成金30万円等でございます。

20款1項2目総務債、補正額60万円の減。ここはB S デジタル放送再送信機器の整備に係るものの確定による減額でございます。4目衛生債、補正額50万円の減額でございます。簡易水道事業の事業費確定による減でございます。6目農林水産業債、補正額260万円の減。中山間地域総合整備事業の事業費確定による減でございます。8目土木債、補正額810万円の減。一般公共事業のところで、陰地の公共急傾斜の事業費確定による減と、一般単独事業におきましては釜淵の自然災害防止事業につきまして、全部取り下げるということで、公共事業の見通しがついたよということ今回減額でございます。9目消防債、補正額170万円の追加。これは防災対策事業のところを取り下げまして減額をしまして、過疎債の方で590万円の追加という差し引きでございます。

次に19ページの3の歳出をお願いします。

2款1項1目、総務管理費の一般管理費で、補正額842万7,000円追加。ここでは、大きなものは定年前退職職員の特別負担金の969万6,000円と、それから一番下にありますふるさと思いやり基金の積立金等でございます。それから総務管理費の負担金のところでは、自主運行バスの補助金の減額ということで198万2,000円の減でございます。

3目財政管理費、補正額1億4,949万4,000円の追加。ここでは財政調整基金への積み立てを約1億5,000万ほど見込みました。

5目財産管理費、補正額398万8,000円追加。ここでは土地開発基金で購入しておりました神付の土地を買い戻すというものが330万円と、土地開発基金への積み立て25万円でございます。

次のページに行きまして、行政情報化のところでは基金を取り崩させていただいて備品のプロジェクターを購入したというものでございます。6目企画費、補正額136万円の減額。ここでは経済危機対策4件のマイクロバスから学校情報通信技術環境整備事業までの事業費確定等によるものでございます。7目交通安全対策費、補正額7万円の追加。ここでは防犯灯の電気料が若干不足するというので追加をさせていただきます。

次のページへ行きまして、10目の地域情報化事業費、補正額348万9,000円の追加。ここではCATVの一般管理費のところでは2万1,000円、それからCATV維持管理費のところでは、昨年度落雷の復旧工事に伴う備品の修繕とか、一番下にあります告知端末機、気象ロボットの備品購入と、それからBSの工事のところの確定によるものでございます。一番下にあります地域ICTのところでは、委託対象の協議会の増加による追加でございます。

2款2項2目、総務費、徴税費、賦課徴収費、補正額はございませんが、eLTAシステム構築事業のところには振興協会の助成金が203万5,000円ございましたので、財源更正でございます。

次に行きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、これも補正額はありませんが、オータムジャンボの収益金をいただきまして、その財源更正でございます。

2款4項2目衆議院議員選挙費、補正額9万6,000円の減ということで、国からの支出金の確定による減額でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額169万6,000円の減額。ここは国民健康保険特別会計への繰出金の減でございます。3目保健福祉費、補正額29万8,000円追加。ここでは介護保険特別会計への繰出金の6,000円と、社会福祉施設整備基金への寄附金をいただいたことによる積み立て等でございます。4目老人福祉費、補正額37万円の減額ということで、生きがい対応デイサービスと外出支援サービスのそれぞれ減額によるものでございます。

次のページのところでは、高齢者共同住宅対策事業委託料の減ということで、ナイトデイ利用者の減による減額補正でございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額31万7,000円追加。ここでは、児童手当交付事業の扶助費で53万円の減額、それから子ども手当の導入準備システム開発委託料ということで84万、それから子育て応援特別手当の20年度の精算返還金7,000円でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額1,000万円の減。ここは診療所特別会計繰出金の減額でございます。2目予防費、補正額31万7,000円の減額、予防接種の手数料補助金等で減額でございます。3目母子健康センター費、補正額25万2,000円の減。ここでは母子健康センター費一般のところでは、助産を行わなくなったということで保険料が15万円ほど減額になっておりますし、助産部門のところでは産後ケアの減ということでございます。それから妊婦・乳幼児健診のところでは対

象者の減ということで、いずれも減額でございます。それから次世代育成支援事業のところでは、平成20年度の精算返還金3万9,000円でございます。5目環境対策費、補正額50万円の減額。ここでは環境総務費の簡易水道特別会計への繰出金の減額でございます。

次に、6目廃棄物対策費、補正額371万3,000円の減。ここでは浄化槽の設置事業の補助金と切りかえ補助金、いずれも基数の減少によるものでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額4万円追加、ここは時間外勤務手当の追加でございます。3目農業振興費、補正額はゼロでございますが、財源の更正でございます。4目農業構造改善事業費、補正額115万9,000円追加、茶の里会館の改修で国・県の補助金返還を見ております。6目畜産業費、これも財源更正でございます。7目農地費、補正額11万円の減ということで、ここでは、次のページにあります、中山間の事業費の負担金の減と土地改良区の償還負担金の追加というものでございます。

6款2項1目林業総務費、補正額55万円追加。ここでは超勤手当と豊かな森づくり基金積立金、寄附金の積み立てでございます。2目林業振興費、補正額83万3,000円追加。ここでは製材組合の屋根の増設工事の補助金でございます。村有林管理事業につきましては財源更正でございます。

28ページの商工費、7款1項1目商工振興費、補正額11万円追加、超勤手当の追加でございます。2目地域づくり推進費、補正額122万2,000円の減額。ここでは緊急雇用創出事業の入札差金の減額でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額24万円の減額。これは説明欄にありますように、事業費の印刷費と大型コピーの修繕、それから生活道の整備の減額というものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額15万円の追加。ここは村道維持修繕工事の追加でございます。

8款3項1目住宅管理費、補正額30万2,000円の減は、清流荘リフォーム工事の入札確定による減額でございます。

8款4項1目河川砂防費、補正額784万8,000円の減額。これは次のページにございます河川砂防事業の上小川の急傾斜の負担金の減と、もう一つ河川砂防事業の単独の釜淵の分の減額等でございます。

それから9款1項2目消防施設費、補正額11万5,000円の減額。これは防災無線の免許更新委託料の一部減というものでございます。3目災害対策費、補正額120万円追加、Jアラートの工事費の不足分の補正でございます。

10款2項1目学校管理費、補正額ゼロでございますが、太陽光発電の売電収入9,000円を財源更正させていただくものでございます。2目教育振興費、補正額15万6,000円の減。ここでは小学校の理科備品の入札差金の減額と、小学校就学援助事業の対象者の減による減額補正でございます。

10款3項1目学校管理費、中学校の学校管理費は補正額10万8,000円の追加。ここでは中学校の非常放送用バッテリーの交換等でございます。2目教育振興費、補正額9万1,000円の減。ここは中学校の教育備品の入札差金と、就学援助事業の対象年齢の変更による増というものでございます。

32ページの12款1項1目、公債費の元金は、補正額123万3,000円の追加。過疎債の繰り上げ償還の分でございます。

一般会計は以上でございます。

議長（安江 浩君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第11号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）。平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,424万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億975万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年3月5日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから5ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、6ページの2の歳入から朗読をさせていただきます。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額17万8,000円。

3款2項1目財政調整交付金、補正額541万円。これは特別調整交付金で診療所の方へ繰り出しをするものでございます。

6款1項2目県財政調整交付金、補正額3万6,000円、県の財政調整交付金でございます。

8款1項1目利子及び配当金、補正額5万2,000円、基金利子でございます。

次のページですけれども、9款1項1目一般会計繰入金、補正額169万6,000円の減額です。説明欄に書いてありますように、保険基盤安定等事務費でございます。

10款1項1目繰越金、補正額2,026万3,000円、前年度の繰越金でございます。

8ページ、3の歳出ですけれども、2款1項1目一般被保険者療養費、補正額52万4,000円、一般被保険者の療養費が不足しますので補正をさせていただきます。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額125万7,000円、説明欄に書いてありますけれども、高額医療費共同事業の戻し入れ分でございます。

9款1項1目基金積立金、補正額1,705万2,000円、基金ですけれども、国民健康保険基金に積み立てをするものでございます。

次のページですけれども、10款2項1目直診施設繰出金、補正額541万円、診療所の方へ繰り出しをするものでございます。

議案第12号 平成21年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成21年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,192万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年3月5日提出、東白川村長。

2ページの第1表、飛びまして5ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、6ページの2の歳入から朗読をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額6,000円。

3款2項3目地域支援交付金（包括的支援・任意事業）ですけれども、補正額1万1,000円。

5款2項2目地域支援交付金（包括的支援・任意事業）ですけれども、補正額5,000円の増。

6款1項3目地域支援繰入金（包括的支援・任意事業）ですけれども、補正額6,000円。

次のページで、7款1項1目繰越金、補正額600万2,000円、前年度の繰越金でございます。

8款2項1目雑入、補正額1万4,000円。これは配食サービスの利用者の負担金でございます。

10款1項1目利子及び配当金、補正額4万1,000円、介護給付費準備基金の利子でございます。

次のページの3の歳出ですけれども、4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額603万7,000円、20年度からの基金の積み立てをするものでございます。2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、補正額6,000円でございます。

5款2項5目任意事業費、補正額4万2,000円。これは配食サービスの委託料として70食分追加をするものでございます。

次のページですけれども、議案第13号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）。平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,951万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成22年3月5日提出、東白川村長。

2ページの第1表の朗読を省略させていただきます、3ページの第2表 繰越明許費補正ですけれども、2款1項の簡易水道建設事業費、事業名がきめ細かな交付金事業で629万1,000円。

4ページになりますけれども、第3表ですけれども、地方債の補正です。利率とか償還方法は変わりありませんけれども、限度額が変更になっております。簡易水道事業で変更前が「960万円」、変更後が「910万円」となっております。

次の6ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきます、7ページの2の歳入から説明させていただきます。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額50万円の減額でございます。

3款1項1目繰越金、補正額107万円の増額でございます。前年度の繰越金です。

6款1項1目村債、補正額50万円の減額でございます。簡易水道事業債、これは先ほどの一般会

計の繰り入れと同じですけれども、中央監視装置の事業確定による減額でございます。

7款1項1目簡易水道施設整備補助金、補正額56万円の減額。これも同じように中央監視装置の事業の確定によるものでございます。

8ページ、3の歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額300万円、簡易水道基金に積み立てを行うものでございます。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額349万円の減額でございます。これも説明欄にありますけれども、中央監視装置の関係で委託費と工事費をそれぞれ減額するものでございます。

議長（安江 浩君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第14号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第8号）。平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,853万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成22年3月5日提出、東白川村長。

2ページの第1表を省略させていただきまして、4ページ、第2表 繰越明許費補正。

1款1項、事業名がきめ細かな交付金事業703万5,000円を繰り越すものでございます。

それから6ページの事項別明細書、1．総括を省略させていただきまして、7ページの2．歳入。

1款1項3目外来収益、補正額565万6,000円。これにつきましては、外来等収益が多く見込まれるために補正をさせていただきます。追加補正でございます。

4目保健予防活動収益、補正額163万円、これは予防接種の受託料ということで、主に新型インフルエンザ等の接種による増でございます。

1款2項1目療養収益、補正額385万2,000円の減額。療養の収益ですが、人数等若干減っておりますので、その減額分を見込ませていただきました。

4款1項1目利子及び配当金、補正額9,000円、これは基金利子でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額1,408万2,000円の減額。説明欄に書いてありますが、一般会計の繰入金を1,000万減額して、そのほか経済危機対策の事業確定による減額でございます。

8ページ、5款3項1目国保事業勘定繰入金、補正額541万円、これは国保勘定からの繰り入れで、赤字補てんの調整交付金の分でございます。

6款1項1目繰越金、補正額404万8,000円、これは前年度繰越金です。

8款1項1目指定寄附金、補正額21万円、寄附金を3件いただいておりますので補正をしております。

それから9ページ、3.歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額408万2,000円。説明にありますように、経済危機対策の金額の確定による補正でございます。

2款1項1目医業費、補正額300万円。説明にあります、主に医業費の中の医薬材料、それから診療材料、それから検査業務委託料ということで、インフルエンザ等の材料費の購入によるものでございます。

それから10ページ、3款1項1目基金積立金、補正額11万1,000円、これは基金の方へ積み立てるものでございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 服田順次君。

2番（服田順次君）

一つお尋ねしたいと思いますが、26ページの農業水産費の中の6の4の1ということで、農業構造改善事業の返還金となっておりますけれども、この内容の内訳を詳しく御説明をいただきたいと思えます。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡君。

産業建設課長（松岡安幸君）

この農業構造改善事業の返還金115万9,000円につきましては、さきの全協のときにちょっとお知らせいたしました、茶の里会館の改修に係る、以前受けておった建物の補助金返還でございます。会館内の奥のトイレの方を改修して、ギョウザの工房等をつくる計画でございまして、それに係る建物の返還金で、国へ106万3,000円、それから県へ9万6,000円。それから起債の方で、公債費の方で後ろの方に出てきますけれども、32ページ、簡保資金の方へ123万3,000円の返還を予定しております。

とりあえずこれは予算化をさせていただきましたけれども、今農政局の方でこの返還についてちょっとまだ協議されているところがあって、今年度中にこれがまとまらない場合もあるかもしれません。そうすると、3月31日の専決が何かでこれを落とさせていただいて、新年度でもう一遍、そういうことになれば補正ということにもなるかもわかりませんので、そこら辺の御了承をいただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

26ページになりますが、廃棄物対策費の中の浄化槽設置事業の補助金が340万ぐらい減額になっておりますけど、これは当初21年度ではどれぐらいの申し込みがあって、それが結局到達できなかったとか、ある程度申し込みが少なかったことと思いますけれども、こういう事業ですので、なるべくPRをしていただいて、浄化槽の設置も80%ぐらいは超えておると思いますが、さらに上を目指してPRなど進めていただいて、せっかくこういう事業がありますので、村民の方々へまたいろいろ訴えていただきたいと思いますけれども、その辺はどういうふうになっておりますか、お聞きします。

議長（安江 浩君）

村民課長。

村民課長（安江弘企君）

当初計画で5人槽5基、7人槽7基で12基を予定しておりました。結果的には、5人槽が3基、それから7人槽が2基で5基、それから切りかえが1件もなかったということで減額になっております。

環境衛生組合の役員さん、それから委員さんを通じてPRもしておりますけれども、81%の水洗化率になっておりますので、今後はあまり伸びないというふうに感じています。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

村長、今数字が出ましたけれども、今住宅といいましても公営の村営住宅しか建っていません。ここら辺はこういう浄化槽の補助金でやれると思えますけれども、民間の方のあれも、もう少しまたPRをして、補助金がどこで打ち切られるかもわかりませんので、その辺もまた村民に訴えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

はっきり申し上げて、くみ取り便所はほとんどなくなって、あるところは本当に空き家になっているというような事情もありまして、村としてはできれば単独槽を合併槽にかえていただきたいという宣伝をしておるんですが、なかなかそっちの方はゼロということで、組合の方も努力しておってくれますが、多少の自己負担も伴うということもありまして、現状はこういうふうでございます。どうしてもというところは、もう少し村の方で何とかということをおもいますが、そうすると今までの方との差がつくという面もありまして、ちょっと難しいということで苦慮しておりますが、本当に新しく合併槽にされるという方が全く少なくなってきておるのが実情でございますので、予算が少し大き過ぎたかなという感じも受けております。またよろしくお願ひしたいと思います。

議長（安江 浩君）



ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 安江祐策君。

6番（安江祐策君）

消防費のJアラート、全国瞬時警報システムというのは、整備することになっておりますが、果たしてどれだけの効果があって、今後この村にとって対応できるものか、御説明いただきたいと思えます。

議長（安江 浩君）

総務課長 楯光一君。

総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

Jアラートにつきましては、当初この話が出ました去年の10月ごろですか、ワンというもので始まりまして。今、ツー、スリーと新しくなっていてきておりまして、今開発をメーカーがやっておるといことです。

東白川の場合は、もともとJアラートにつきましては同報無線に入れて周知するというのが建前でスタートしたわけですが、東白川村は同報がないということでCATVを経由してやるということに、初めはお断りしておったんですけれども、全市町村でやりなさいということになりました。

その方法としましては、CATVのもとへ国からの通報が来て、それを各家庭に知らせると。テレビで知らせたりということになりますが、テレビがついていないときには2チャンネルの方にならないということですので、それについては一般の民法とかNHKさんのテレビがついておれば見られるわけですが、東白川村はちょっと特異でして、それ以外に消防関係の団員幹部とか職員幹部にメールで知らせるといような形をとるシステムを今構築してもらっております。これができますのが6月ごろに開発を完了しまして、それを国がいいものかどうかという確認をして、そこで始めて承認に入るという運びになっておりますので、今のところまだちょっとこの金額でいけるのかもわからないような、今模索中のような、国もそうですし、県も村も同じ状況でございますが、地震、それから北朝鮮からのミサイルというのがメインな開発根本にありますので、うちもそれに合わせてやっていきたいというふうには思っております。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第14号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第8号)までの7件を一括して採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第14号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第8号)までの7件は、原案のとおり可決されました。

議案第15号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(安江 浩君)

日程第17、議案第15号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長(松岡安幸君)

それでは、議案第15号 工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

記といたしまして、1. 契約の目的、交付金の大沢・柏本線防災工事。2. 契約の金額、変更前が4,914万円、変更後が5,257万7,700円。3. 契約の相手方、岐阜県加茂郡東白川村神土788番地、山田土建株式会社、代表取締役 田口義孝。4. 契約の方法、随意契約でございます。

この大沢・柏本線の宮代地内の防災工事を去年の9月から行ってきたわけですが、アンカーを打っていますけれども、アンカーの本数がふえたこと、それから舗装の復旧の方で工事現場の全く下の部分だけを復旧予定でしたけれども、77メートルの間舗装が悪くなっていますのでその部分をふやすこと。それから、のり面からわき水がありましたので、その措置等がありまして工事の増額したということでございます。これは議会の議決後にまた本契約を交わすというような状況ですので、よろしく願いいたします。

議長(安江 浩君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第18、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第107条の規定により、今井保都君の退場を求めます。

〔3番 今井保都君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求め。平成22年3月5日提出、東白川村長。

記、氏名、今井保都、生年月日、昭和21年2月23日生まれ、住所、東白川村五加1899番地4。

今井保都様につきましては、病院から引き続き委員としてお願いをしております。今井様は医療・福祉に見識も高く、診療所運営委員に適任でございますので、選任同意について認定賜わりますようお願いをいたします。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

今井保都君の除斥を解除します。

〔3番 今井保都君 入場〕

今井保都君に、東白川村国保診療所運営委員選任につき議会が同意したことを報告します。

同意第2号から同意第5号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第19、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてから日程第22、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてまでの4件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

記、氏名、安江作郎、生年月日、昭和14年7月10日生、住所、東白川村神土560番地1。

同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

記、氏名、河田一彦、生年月日、昭和20年1月21日生、住所、東白川村神土5047番地。

同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

記、氏名、安江登美子、生年月日、昭和21年10月11日生、住所、東白川村越原1024番地5。

同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

記、氏名、古田紀代子、生年月日、昭和17年2月11日生、住所、東白川村神土530番地2。

以上、4名の方々全員の方が診療所運営委員2期目で再任でございます。民生委員等で医療・福祉の経験豊富な方々で適任でございます。選任同意について認定賜わりますようお願いをいたし

ます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

次に、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について、これに同意することに決定しました。

議案第16号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第23、議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成22年3月5日提出、東白川村長。

記、氏名、村雲美知子、生年月日、昭和25年1月25日、住所、東白川村越原535番地。

現委員であります安江房子さんでございますが、平成19年に人権擁護委員に委嘱され、多大な御尽力をいただいたところでございますが、平成22年6月30日付で任期満了となり、今期で退任をされます。

その後任といたしまして、越原日向の村雲美知子さんを人権擁護委員に推薦しようとするものでございます。村雲さんは、人格・識見ともに高く、お人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任でありますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。御審議の上、お認めをいただきますようお願い申し上げます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、これに異議がない旨意見を付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに異議がない旨意見を付すことに決定しました。

ここで暫時休憩をします。再開は2時35分とします。

午後2時25分 休憩

議長（安江 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

C A T V の収録を許可します。

議案第17号から議案第32号までについて（提案説明）

議長（安江 浩君）

日程第24、議案第17号 東白川村議会の議員の平成22年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第39、議案第32号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

本日ここに、平成22年東白川村議会第1回定例会に平成22年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

## 第1章 国の予算編成動向

平成22年度政府予算案は、一般会計では前年度比4.2%増の92兆2,992億円となり、子ども手当創設など新政権の衆議院選挙マニフェスト関連施策を盛り込んだため、初めて90兆円の大台を突破した大型予算となっております。

地方財政計画の全体計画は、前年度比0.5%減の82兆1,200億円で、2年連続の減額となっておりますが、公債費を除く政策的経費である一般歳出は0.2%増の66兆3,200億円となっており、今回は既定の加算とは別枠で地方交付税を1.1兆円増額、地域活性化、雇用等臨時特例費として当面の地方単独事業の実施等に必要な歳出を確保しております。これを含めた地方交付税の総額は、出口ベースで前年度比1兆733億円増の16兆8,935億円で3年連続の増加。これに地方税、地方譲与税、臨時財政対策債等を加えた地方一般財源総額は0.6%増の59兆4,103億円となっております。

## 第2章 岐阜県の動向

岐阜県においては、深刻な財政難にあるとは周知のところでございますが、平成17年度に岐阜県行財政改革大綱を策定し、さまざまな歳入対策、歳出対策を実施。特に、公債費は21年度をピークに減少に転じます。しかしその後、後期高齢者医療制度の創設を初めとする社会保障関係経費の増大により、21年度は当初予算の編成すら困難な状況に陥り、基金を全額取り崩すことや県政史上初めて給与抑制を実施しています。22年度については、基金も枯渇した状態で、何の手当てもしなければ財政再建団体に転落する可能性を秘め、300億円を超える財源不足が見込まれております。

そこで県では、岐阜県行財政改革アクションプランを策定し、人件費の抑制やさまざまな事務事

業の見直しを実施することとしております。村予算への影響額は、当初1,500万円ほどの減少を見込んだものの、林道整備の基金事業の皆増や緊急雇用対策費を当初から計上した影響で、県支出金は前年度比4.5%増の1億1,615万円を計上しております。

### 第3章 本村の予算編成の基本方針

平成22年度の村政運営に当たり、基本方針を申し述べます。

我が村の自然の生態系と伝統文化を守り、ふるさとの宝に誇りを持ち、心豊かに楽しい生活を送れる社会こそが持続可能な村の姿であるとの思いを持っております。そこで、平成22年度予算は立村当時の人口の再現を目標に掲げ、将来、東白川村を限界自治体とさせないことを目標とし、地産地消を合い言葉に、少子・高齢化社会に持続的に対応できる村づくりを基本に予算編成を行いました。

全体を通して規律ある財政運営を行うこととし、安易に前年度予算を踏襲することなく、費用対効果の観点から内容を精査するとともに、新規事業においては全体的な視野に立っての事業見直し等を行い、財源を確保した上で取り組むこととしました。

一方、22年度予算編成過程と同時に進んだ政府の21年度補正予算のきめ細かな臨時交付金で、村道改良や、せせらぎ荘、診療所の空調設備の更新、簡易水道の設備の更新、小・中学校体育館の床などの改修など9,362万2,000円の事業を計画しており、十分ではないまでも地域経済の振興対策を精いっぱい盛り込んだ予算を編成いたしましたので、その概要を説明し、議員の皆様の御指導をお願い申し上げます。

### 第4章 予算関連議案の概要

本会議に提出します平成22年度予算関連議案件数及び各会計別予算規模は、次のとおりであります。

#### 第1 提出議案件数

予算関係8件、条例関係等8件、合計16件。

#### 第2 一般会計

一般会計予算は、前年度と比べ1,400万円増の18億2,800万円の中味の充実した予算を編成しました。

#### 第3 特別会計

国民健康保険特別会計3億4,690万円、老人保健特別会計30万円、介護保険特別会計2億2,700万円、簡易水道特別会計1億3,830万円、下水道特別会計2,120万円、国保診療所特別会計2億8,700万円、後期高齢者医療特別会計3,560万円、以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ9,050万円減の10億5,630万円となりました。

#### 第4 各会計予算の合計

一般会計並びに特別会計予算総額は、前年度と比べ7,650万円減の28億8,430万円となりました。

### 第5章 予算の概要

#### 第1 一般会計



歳入では、村税は景気の後退を考慮し前年度比97.2%の569万円の減額で計上しております。

地方交付税は、政府の地方財政計画は前述のとおりですが、予算の健全性のため、あえて前年度と同額の9億9,000万円といたしました。地方消費税交付金等も同じ理由で前年度と同額を計上いたしております。自動車取得税交付金は税制の変更で減額され、その分が地方特例交付金で手当てされております。

国庫支出金は、地域ICTモデル構築事業が終了し3,500万円ほど減額となりましたが、子ども手当分が2,250万円ほど増加し、差し引きで1,599万円の減額となっております。県支出金は、県の財政健全化のアクションプラン実施の影響で、地籍事業費、自主運行バス補助金、各福祉補助金の減額が1,686万円ありましたが、路網整備加速化事業補助金840万円や緊急雇用創出事業補助金926万円の皆増を当初から計上したことにより500万円ほどの増額となっております。

村債は、公債費負担適正化計画の範囲内で有利な過疎債を主に活用し、CATVの2チャンネルのデジタル化や小学校プールの改修などを実施する予定であります。臨時財政特例債は、借入限度額が拡大される見込みとなったため、前年度より1,300万円増の8,700万円を予定しており、村債全体では2,460万円増の1億5,900万円の借入れを計上いたしております

歳出では、事業化を目指すフォレストスタイル事業や耕作放棄地対策事業などの産業振興対策、新規就農者研修事業や青空見聞塾などNPOの活動を助成する地域活性化対策、新たに透析患者の通院支援事業や認知症地域支援体制構築事業の福祉増進策に取り組んでまいります。一方、教育と子育て支援の観点では、小学校のプール改修を実施するとともに、21年度に調査・検討しました自宅通学高校生支援事業を開始するなど独自の政策を進めてまいります。環境対策では、住宅用太陽光発電装置の設置に対する助成事業やイメージアップ河川清掃事業、危険木除去事業を実施するとともに、豊かな海づくり大会協賛事業として、村民一斉の環境整備作業の日を実施する計画であります。

また、性質別では、歳出の多くを占める人件費では4名の新規採用者を予定しておりますが、退職者が一般会計では3名となり、給料、手当等は前年度当初予算を下回っております。一方で、共済費や賃金は、負担率の増加や臨時職員の増員等が影響し増加しております。なお、引き続き特別職と議員の期末手当のカットを継続しております。

委託料は、地域ICT利活用モデル構築事業や村民センター耐震設計委託業務等の終了が減少要因であり、みつば保育園の給食提供業務を民間業者へ委託することや、村道台帳の整備委託業務が増加要因で、差し引き3,230万円ほどの減額となっております。

工事請負費では、CATVの2チャンネルのデジタル化工事や村有林作業道の開設などで3,700万円ほど前年度より増加しております。

備品購入費は、庁内電話や庁内ネットワーク、CATVの告知端末機の更新などで前年度より1,867万円ほど増の2,995万円ほどとなっております。また、負担金、補助金は可茂消防事務組合への分担金の増加や有害鳥獣対策補助制度を充実したことなどにより、前年度より400万円ほど増の3億1,920万円ほどを計上しております。

繰出金は、診療所特別会計や簡易水道特別会計への繰出金が大幅に減少したことにより、前年度

より3,685万円ほど減の2億5,188万円ほどとなっております。

## 第2 特別会計

特別会計では継続して七つの特別会計を運営してまいりますが、国民健康保険特別会計では料から税に変わった国保税の徴収に努力し、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計とも健全な運営を目指してまいります。

会計別では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計とも医療給付費の減少や、被保険者の減少等が要因となり、前年度に比べて国保会計で2,930万円の減額、介護保険特別会計では1,990万円の減額となっています。

簡易水道特別会計では、臨時交付金も活用して計画的に施設の営繕や設備の更新を行う予定ですが、中央監視装置の更新が終了したことにより、前年度より3,100万円減の1億3,830万円の予算としております。

国保診療所特別会計では療養病床を転換型老人保健施設へ転換し、村民の医療と介護ニーズにこたえてまいります。一般会計からの繰出金は前年度より2,000万円減の8,000万円を計上いたしております。

## 第6章 一般会計の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

### 第1 産業活動が活発な「にぎわいのあるむらづくり」

1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続事業。第3期対策となる中山間地域等直接支払推進事業は、協定集落代表者会議等で十分な議論をしていただき、新たな配分方式を確立し、農地の保全に努めてまいります。また、農地・水・環境保全向上対策事業や森林整備地域活動支援交付金事業等を継続して実施し、当村の大切な資産である農地と森林を守る事業を推進してまいります。

農林業振興策。21年度に開始した農地流動化奨励金制度の補助単価を増額し、農地の借り手の方を支援してまいります。また、凍霜害被害や販売価格の低迷で苦境にある茶業振興については、今年度岐阜県の茶業振興大会が本村で開催されることもあり、茶業振興会への助成や茶樹の改植に対する助成制度も充実してまいります。有害鳥獣捕獲事業では、イノシシとカモシカの捕獲を重点に、報償金や猟友会への補助金を充実してまいります。

イメージアップ事業。各種イベントを継続して支援するとともに、緊急雇用創出事業を活用し白川及びその支流の景観整備を継続して実施するとともに、21年度に実施した伐採木の除去と処分を実施します。また、豊かな海づくり大会に協賛して村民一斉の環境整備作業を計画しイメージアップに努めます。

地域活性化策。地域ICT利活用モデル構築事業で完成したフォレストスタイル事業を推進し、木造住宅の受注拡大を図ってまいります。子ども農山漁村交流プロジェクト事業や交流事業を実施する青空見聞塾などのNPO等を積極的に支援して地域の活性化対策を実行します。

商工業振興策。商工会への支援を行うとともに、商品券発行事業を支援してまいります。

雇用促進事業。新政策として、村内事業所への新規就業者の助成制度を実施します。

地籍調査事業。県補助金が減額されてきましたので、村単独事業として一筆地調査を実施し事業の進捗を図ります。

## 第2 安全で快適な暮らしが実感できる「住みよさのあるむらづくり」

1. 県営中山間地域総合整備事業。引き続き宮代農道の整備を実施します。
2. 急傾斜地崩壊対策事業。陰地地区の急傾斜地崩壊対策事業を継続して実施します。
3. 危険木除去事業。松枯れなどによる危険木の除去を積極的に推進します。
4. 太陽光発電システム設置補助金制度。自然環境に優しい太陽光発電設備の設置を奨励するために、新たに助成制度を設け補助金を交付してまいります。
5. 防災対策事業。本年は加茂郡の消防操法大会が本村で開催されます。その運営経費を計上しておりますし、消防団員の訓練服の更新と消防ポンプ自動車のオーバーホールを実施し、消防団の活動を支援します。
6. 美濃東部区域農用地総合整備事業。事業着手から13年目を迎えた今年度の美濃東部区域農用地総合整備事業は、全体で29億円の事業費が見込まれています。
7. 道路橋梁維持事業。橋梁修繕計画策定事業を継続実施するとともに、村道の維持修繕では大開線の改修や欠ノ淵のつり橋の撤去を計画しております。
8. 公共施設等自主修繕支援事業。新政策として村民の皆様との協働の仕組みを醸成することを目的として、地域の公共施設の自主的な修繕に対する材料費や保険代を補助金として助成してまいります。

## 第3 安心して暮らせる「やさしさのあるむらづくり」

1. 認知症地域支援体制構築等事業。認知症になっても安心して、安全に暮らせる村を目指して、モデル事業として国の助成を受けて見守りの体制を構築してまいります。
2. 外出支援サービス拡充事業。増加の傾向にある透析治療のための通院支援と、中核病院への高齢者の通院支援事業を新政策として実施してまいります。
3. 予防接種事業。インフルエンザの集団感染を防ぐために、保育園児から中学生までの子供を対象にワクチン接種費用の一部助成を開始します。
4. むくもり灯油購入助成事業。20年度に開始した灯油購入助成を継続して実施します。
5. 高齢者対策、障害者対策事業。国県の助成制度の補助率が下がった事業についてもその内容を維持し、継続して実施してまいります。

## 第4 こころの「ゆたかさのあるむらづくり」

1. みつば保育園の運営。同時に在園する場合には、第3子からの保育料を無料化し子育て支援とするとともに、給食提供業務を民間業者に委託し、業務改善を進めます。
2. 高校生の通学支援事業。従来の高校生通学支援事業として、白川町と協力して通学バスを運行するとともに、人口対策と地域の活性化を目的として、自宅通学する高校生に交通費の一部を助成する制度を始めます。
3. 小学校プール改修事業。大規模改造に引き続き、老朽化したプールの全面改修を実施します。

4. 公民館講座事業。立村120周年記念事業の中部フィル交響楽団の演奏を機会に、村民の皆様に芽生えた芸術鑑賞への機会創出を目的として、おでかけ公民館講座を試験的に実施する計画です。

5. 村民運動会。4年に1度の第13回村民運動会を開催し、スポーツを通じて地域の連帯と親睦を深めてまいります。

## 第5 健全な行財政運営に向けて

1. 定員管理の適正化。今年度は新職員を4名採用しましたが、これからも定員管理適正化計画に沿って、計画的に補充採用してまいります。

2. 組織、機構の整備。今年度は大幅な機構改革はありませんが、フォレストスタイル事業の成功を期して担当が専従できる体制を整備します。また、職員の自主的な発案による「東白川村役場カイゼンプロジェクト」の業務改善、人材育成、人事考課、総合計画の各チーム活動を支援し、村民の皆様のご期待にこたえられる役場の構築を目指してまいります。

3. 経費の節減合理化。経常経費につきましては、燃料費の高騰など厳しさが予想されますので、徹底した節約を行い経費増を防いでまいります。

4. 税及び使用料等の徴収率の改善。村税や国保税、水道使用料等の徴収率の改善については、納税者の納税意識の高揚を図るためにも、厳しい措置をとらざるを得ない状況にあると危機感を抱いております。そこで、村税等滞納整理対策連絡会議の検討結果を踏まえて、時効の管理、債権等の差し押さえ、土地開発基金の活用による山林等の不動産の換価方策の整備などの対策を順次実施してまいります。

5. 村有財産の管理。(1)村有林の管理等。県の基金事業である路網整備加速化事業補助金を活用し、基幹作業道を新築と久須見地内の村有林に開設いたします。また、越原の国有林地内の分収造林事業を推進します。(2)遊休財産の活用。村有の遊休財産の払い下げ要望等にできるだけ速やかに対応できるよう、公有財産の管理に関する規則等を整備し適正な管理に努めます。

## 第7章 特別会計の予算概要説明

### 第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者882人を想定し、予算編成をしております。主たる財源であります保険税は、今年度から料から税に改めましたが、税率は据え置き7,512万円で、前年度と比べ11.9%減としました。

歳出予算額は、被保険者の減少に伴い保険給付費を減額したことにより3億4,690万円で、前年度と比べ7.8%減となっております。

国保会計の運営課題は、加入者一人ひとりの健康増進です。これからも国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通して早期発見・早期治療に取り組むこととします。

また、保険税等の未納が年々増加していますので、保険税は相互扶助であることを十分説明し、理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力いたします。

### 第2 老人保健特別会計

老人保健特別会計は、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行しておりますが、遡及請求診療費等

の発生を想定し、今年度まで特別会計を設置することになります。予算額は30万円で、前年度と比べ94%減となっています。

### 第3 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者1,028人を想定し、予算編成をいたしました。基準となる月額保険料は、平成21年度から平成23年度までは同額で計画してあります。国の方針は在宅介護にシフトしていますが、本村においては介護する側の高齢化がますます進みますので、在宅での介護力の低下が心配されます。介護保険制度の健全運営と利用者へのサービスを安定的に供給することが行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。予算額は2億2,700万円で、給付費の減少等が影響し、前年度と比べ8.1%減となっております。

### 第4 簡易水道特別会計

簡易水道は平成4年度に事業着手し、現在の加入件数は969件、全村に給水しております。また、施設の一部が老朽化して更新の時期となっておりますが、少しでも長く使用できるよう適切な維持管理と、安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。予算額は1億3,830万円で、中央監視システム整備事業等の減により、前年度と比べ18.3%減となっております。

### 第5 下水道特別会計

小規模集合排水処理施設、宮代地区19戸、平西地区36戸、平東地区24戸、平中地区22戸、4地区101戸は各組合の健全化等により安定した経営をしていますが、今後とも組合と連携を一層強化し、施設の適正管理に努め、処理排水の水質管理に万全を期してまいります。予算額は2,120万円で、前年度と同額となっております。

### 第6 国保診療所特別会計

診療所は、村民の皆様の疾病治療、健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

今年度は、介護療養施設を介護老人保健施設に転換してスタートする初年度であり、その運営に万全を期してまいります。施設の整備では、スプリンクラーの設置事業を実施し、有事の際に備えてまいります。予算額は2億8,700万円で、前年度と比べ3%減となっております。

### 第7 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方605人を想定し、保険料の徴収及び申請書等の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。予算額は3,560万円で、前年度と比べ10.6%増となっております。

## 第8章 むすび

以上のとおり、平成22年度における村政の運営と主たる事業、並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例の制定及び改正も上程しておりますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新政権が進める地域主権の時代は、地方自治体が独自の政策で地方を運営する時代が変わってこうとしています。こうした情勢の変化に対応でき得る行政となるよう、行財政改革を進めなくてはなりません。

幸い、立村120周年を迎えた21年度は、政府の経済対策による臨時交付金等を活用した村道の改良など公共事業を実施することができ、小学校の大規模改造工事もあり、何とか地域経済の振興に寄与できたと自負しております。

22年度においても、21年度の補正予算のきめ細かな臨時交付金事業の大半は繰越事業で実施するものであり、22年度の新政策事業と合わせた活性化予算の総額は2億3,560万円にもなります。一般会計も3年連続の増加となる予算となっております。これで万全とは到底まいりませんが、今後も財政調整基金の積み立てや公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら地域の経済や村民の皆様が少しでも向上するよう、職員とともに知恵と汗を出して東白川村を運営してまいり所存でございますので、村民、議員の皆様格段の御指導と御協力をお願い申し上げます。平成22年度予算の説明といたします。平成22年3月5日、東白川村長。

議長（安江 浩君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、3月8日の本会議は午前9時30分から開催しますので、お願いします。

本日は、これで延会します。

午後3時09分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員